

淀川水系流域委員会 第73回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員、中村委員、西野委員、水野委員

日 時 平成20年2月20日（水）
午後 3時32分 開会
午後 8時17分 閉会
場 所 京都市勧業館 みやこめっせ
B1階 第1展示場 B面

[午後 3時32分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第73回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。

本日の出席委員数でございますが、13名がお席につかれています。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

配付資料でございますが、資料は袋に入れてございます。「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号のつけてある資料で、報告資料1、審議資料1-1「利水施策-水需要管理-について」、審議資料1-2「原案中の「利水」に関する意見と疑問」、審議資料2-1「河川整備計画「原案」に対する「住民参加」の形成過程と論点整理」、審議参考資料1-1「淀川水系における水需要の抑制に向けて」、審議参考資料1-2「青蓮寺用水幹線水路についての追加説明」、審議参考資料2-1「関係住民・自治体からの意見聴取と意見の反映について(速報)」、審議参考資料2-2「関係住民・関係自治体・学識経験者からの意見聴取と意見の反映について(第2報)」、審議参考資料3「洪水時の水位について」、審議参考資料5「淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考え」でございます。その他資料、参考資料1の合わせて12点でございます。不足資料がございましたら庶務にお申しつけくださいませ。

なお、配付資料リストにはございます、審議参考資料4「河川整備の優先性に関する考え方」でございますけれども、これは後ほど配付させていただきます。審議中の配付になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」で、委員からのご意見につきましては、本日、本多委員から意見が寄せられております。後ほどご一読いただければと思います。また、一般からのご意見につきましては、2月11日に開催いたしました第72回委員会以降、委員会あてに寄せられた一般からの意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は、「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございます。後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますの

で、審議中の発言はご遠慮いただきたくお願いいたします。特に、委員発言を割ってのやじや大声での発言等の行為は審議の妨げになりますので、ご遠慮いただきますよう重ねてお願いいたします。また、携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

宮本でございます。ご苦労さまでございます。

それでは、きょうは早速、第73回の委員会ということで始めたいと思いますけれども、きょうの審議の予定を簡単に申し上げたいと思います。まず前半は、水需要管理について議論したいというふうに思っております。そして、休憩を挟みまして後半、住民意見の反映、それから計画策定の手続、そしてこの流域委員会のこれまでの審議のあり方等につきまして意見交換したいというふうに思っております。

きょうは、後半で住民意見の反映等の議論をいたしますので、その審議の前に、その点について一般傍聴の方々からご意見を伺いたいというふうに思っております。それからあと、その他ということで、今までの4つの論点以外の、河川の利用でありますとか、維持管理についての議論、それから前回の洪水対策のときに宿題となりました堤防の越水対策について、河川管理者の方からのご説明を伺いたいと思います。そして最後に、今後の進め方につきまして皆さん方にお諮りしたいというふうに思っております。そして最後に、一般傍聴からの意見をお伺いしたいというふうに思っております。

きょうは、大変これは盛りだくさんの内容でございます。予定は7時半までということでございますので、何としても8時半にはならないように進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それから、きょうはこういったことで一般傍聴から2回、発言の機会をつくりたいと思いますけれども、時間の関係もございますので、1回の発言は3分以内できょうはお願いしたいと思いますので、1分前になりましたら庶務が合図いたします。そして3分たちましたら、「3分たちました」というアナウンスをさせていただきますので、ぜひ一般傍聴の方々もご協力をお願いしたいと思いますというふうに思います。

それでは庶務の方、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより、未報告となっております会議についてご報告申し上げます。報告資料1をご参照ください。

2月20日開催の第72回委員会についてでございます。原案に関する総括的な審議として、まず水系の統合的流域管理について、中村委員と竹門委員より意見発表がなされ、審議がなされました。主な意見としまして、以前よりは「河川環境の保全」が整備事業に反映されており評価できるが、個々の事業を連携させ、総合的な全体プランとするには「目標」と「指標」が必要である。また、委員会の意見が理念的過ぎると、河川管理者とのコミュニケーションが図れない。理念と河川管理者の実務をつなぐ仕組みの提供が必要ではないかなどの意見が出されました。

次に、「生命の治水」と題して、河田委員と宮本委員長より意見発表がなされ、審議が行われました。主な意見としまして、事業実施の段階で流域管理や流域対応をどこがどのように担保するのか、道筋をつくるのが次の委員会の役目ではないか。また、平成14年の堤防設計指針から「越水に対する難破堤堤防の設計」が削除されたのはなぜか。また、堤防の越水対策に最優先で取り組むべきだなどの意見が出されました。

会議の報告は以上でございます。

なお、別件でございますが、行政機関からのご依頼が委員会へ届いておりますのでご報告いたします。滋賀県と京都府より、原案に対する委員会としての意見がまとまりましたらご説明をお願いしたいとのごことでございます。

以上でございます。

2. 審議

1) 淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 水需要管理

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思います。水需要管理につきましては、冒頭に千代延委員と綾委員から意見発表をしていただいて、それを踏まえて皆さん方で審議したいと思いますが、綾委員がおくられておりますので、まず千代延委員からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○千代延委員

千代延です。それでは、発表させていただきます。

原案の中の「利水」に関する意見、中には疑問点もありますけれども、発表させていただきます。それでは次申し上げます。

流域委員会では、最初に「提言」の中で、利水の理念の転換ということで、まず取水量にも河川環境からの制約があるため際限なく水資源を開発することはできない。もう1点は、水資源開発に用いるダムや堰はいずれも河川及びその周辺の自然環境を悪化させるという基本的欠陥を有していると。こういう認識に基づきまして、水供給管理から水需要管理に転換すべきであるという理念を出しました。

それから、2次委員会では、「水需要管理の実現に向けて」と1つの意見書をまとめておりますが、その中で、水需要管理を促す5つの要因ということで、そこにありますように、河川環境の悪化に歯どめがかからなくなった。平成9年の河川法改正で「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的に位置づけられた。水資源開発に見合う水需要がないことが水道事業者の経営を圧迫してきた。4点目は、「持続可能な開発」ということが国際化の波となって、日本でもこれをくぐり抜けることはできないと。それから5点目は、国や自治体の財政事情の悪化。こういうことから、やはり水需要管理の実現を目指さなければならないという意見を出しております。私自身もその意見と同じ認識しております。そういう認識のもとで、今般、河川管理者から出されました原案を追っていきたいと思います。次お願いします。

最初にお断りしておかねばなりませんけれども、原案は河川整備計画策定に当たっての基本的考えというのがまずありまして、その次に、河川の概要、それから現状の課題、それから河川整備方針と具体的整備内容というふうに展開されております。したがって、同じ項目が何回か重ねて出てまいります。その点についてはご了承いただきたいと思っております。

まず、基本的考え方として、節水型社会を目指し、今後も適宜水需要について確認し云々と、その水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する。これは前の委員会からの提言に沿った考えでありまして、私自身も大いに賛成するところであります。その次の、一方、水需要が逼迫している地域においては、水需要予測の見直しを踏まえ新規水源を確保すると。新規水源を確保するという結論に至るまでに、水源開発でなく水利権の転用等の代替案でいくことはできないか、この点の検討が徹底的にされたか、この辺については大きな疑問を持っております。それからもう1点は、異常渇水時に流域一体となってハード・ソフト両面にわたる対策を講じると。この3つから基本的考え方は成っておりますけれども、この最後の異常渇水については後ほど述べさせていただきます。次お願いします。

次が、流域及び河川の概要。ここで水資源開発の経緯について記述がなされておりますが、その1つの大きな事実の記述の最後に、必要な水資源確保のため、大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発が進められてきたと。これは確かにこのとおりで

ございますが、ここで終わっているわけです。現実にはここに、この各ダムに申し込まれた水資源開発というのがありますが、各利水者はほとんどが撤退しております。淀川水系全体の新規開発量、この上に述べておりますダムに新規開発で臨んだ開発量というのは、全体で $6.0106\text{m}^3/\text{s}$ ということでありますが、これが全面撤退あるいは縮小となっています。唯一、三重県の0.6が0.358となって残っており、淀川水系全体の開発としましては当初計画の6%だけが残っていると、こういうことになっております。したがって、これはまさに開発型から水需要管理型に転換する、そういうことを象徴するできごとであると思うわけです。この上の新規開発が進められてきたという記述の後にこういう事実の記述は入れていただきたいと、そういうふうに思います。次お願いします。

なお、利水者が、先ほど申しました大半が撤退しておりますが、その撤退した中身はそこにあるとおりでございます。次お願いします。

これは、大変申しわけありません。パワーポイントに入れるのは不相当と初めからわかっておったわけですが、あえて入れました。これは印刷物の方で見ていただきたいと思います。なぜここに入れたかと申しますと、これは「現状の課題」の章なんですが、特にダム・堰について、河川環境全般、河川形状、水位、水量、水質、土砂、景観、7つの項目にわたってダム・堰についての問題が取り上げられております。このことが、あといろいろなことが原案で展開されておりますけれどももう一つ生かされてないというふうに思って、私が相当違和感を持っておりますので、あえてここに見えにくいですが、掲載させていただきました。

次に、現状の課題です。社会経済の急激な変化により、使用量が減少して、開発数量と実績最大取水量に乖離が生じている。これは今まで何度もデータで出されております。それを河川管理者は、最近20年間の小雨化傾向により水資源開発施設で安定供給が可能な水量は約8割に落ちているとして、需給の乖離を打ち消した形になっております。乖離が生じているけれども、それは見かけであって、現実にはバランスしていると、そういう見方をしております。

それから、その次の伊賀地方のことについては、先ほどと重なりますので省略します。

それからあと、京都府の水道用水の需要増に対してということですが、これは天ヶ瀬ダムで暫定水利権、現在0.6ありますが、それを安定水利権にするということが書かれております。後ほど述べますけれども、伊賀地方の住宅開発等々によって水需要が逼迫しているということが書かれておりますが、中身はですね、その下に太い字で書いてありますが、伊賀市の水資源開発の必要性をもたらしている主な要因は、簡易水道等の既存水源の置きかえというのが主でありましたので、記述を読む限りは違和感を持ちました。次お願いします。

そこからが、河川整備の方針と具体的な整備内容です。最初に、人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。これをもって節水型の社会を目指す。この点については全く異存はございません。しかし、もう1つの大きな柱が欲しいと思うんです。といいますのは、河川法改正によりまして、河川環境の整備と保全というのが大きく取り入れられました。それから、先ほど字の見えにくいところに入れておりますように、原案でも河川管理者は、現状の課題でダム及び堰の問題を大きく指摘されております。そういうことからすれば、「ダム・堰による水資源開発は河川・湖に大きな環境負荷を与える」ことが、節水型の社会を目指すというもう1つの大きな理由になっていると、そういうふうに思います。それから、次をお願いします。

具体的整備内容で、私はここが中核の、一番中心になるところだと思うんですが、水需要管理の実現を目指すのであれば、まずそこに書いております、水需要の抑制、それから水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、次に施設の運用に関しましては、既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、川のダイナミズムの回復。次をお願いします。

渇水時の取水調整の円滑化、そのために、利水者会議の常設と水需要抑制。1つ前のスライドとあわせてここまでについては、記述されておる内容も基礎案からずっと引き継がれ、私も最初に読んだときに、非常によくできてありがたいと思って読んだわけですけれども、この後が変わってきておると思うんですが。

まず、利水者会議の常設と水需要抑制で、その渇水調整方法の検討のところ、そこに3つ挙げております。現状は、取水実績に応じた取水制限を実施。要するに、取水制限の実効を上げるために実績をもとに調整しております。今度新しく示されました原案の中には、これから検討されるということですが、新たに利水者の安定供給確保への取り組みを反映と。これはもう少しはっきりしない部分があるのですが、これはどうも新規水資源開発、要するに、今までにどれだけの準備をしてきたかと。取水のためにどれだけの準備をしてきたかということになりますと、どれだけ水資源開発に投資をしてきたかということに受けとめられるわけですけれども、もしそうであれば、これは新規水源開発を誘導することにもつながりかねない。

のみならず、水利権の転用。もし水利権をどこか必要なところに転用すれば、渇水調整のときに不利になるのではないかということから、水利権の転用をも困難にするおそれがあるというので、もしこのようなことをお考えであれば、これについてはちょっと同意しかねますので再考いただきたいと思います。それからその次、最後のところ、日ごろからの節水に対する努力に応じた取水制限。これこそ、節水型社会に持っていく一つのツールになると思うんです。あるどこかの年度の取水実

績を基準としその後どれだけ節水努力をしたかと、そういったものをツールにして、それを一つの調整のための道具に使うって漏水調整をするというお考えであるのであれば、これはぜひ検討を深めたいと思います。次お願いします

それから次に、漏水への対応で、丹生ダム建設事業において異常漏水対策容量を確保と。これは前にも私は述べさせていただきましたけれども、異常漏水というのは、利水にも関係ありますけれども、琵琶湖の水位が長期にわたって異常に低水位になるということは環境面からも非常に問題があると。この環境面の問題を改善するために、環境に非常に問題をもたらすおそれのあるダム建設でもって対応という、この考えには到底賛成できません。お願いしたいことはですね、丹生ダムに頼らない対策を検討いただきたいと。

この1つが、瀬田川洗堰の操作規則を変えること。これは一言でいいますけど、一番難しいことだと思います。もともとが、琵琶湖開発が終わりまして今の運用規則が決められるときに、洪水期にBSLプラス・マイナス・ゼロという制限水位が-20cmに下げられました。このことが、今の漏水を頻繁に起こしている最大の要因でもあります。したがって、この点をどこかの機会にもう少し前の状況に戻していただきたいのですが、そのチャンスとしましては、琵琶湖の後期放流1,500m³/s対応の時で、この図ですね。これは前にも見ていただきましたが、河川管理者の資料です。いろんな問題がありますが、もし1,500m³/s対応が、首尾よくできたら、36年6月の洪水のシミュレーションでは最高水位90cmが71cmに下がる、-19cm下がると。氾濫注意水位、これは70cm以上ですが、これが120時間が15時間に105時間減ると。こういう、治水面からは非常に大きなメリットをもたらすわけです。こういうことが成ったときに、あわせてこれはぜひもとの形に戻していただきたいと。

次に、瀬田川の現行計画以上の掘削と事前放流。これは丹生ダムの漏水対策容量の中でも関連して出てきますが、計画以上に瀬田川を掘削し、事前放流と合わせて5cm琵琶湖にためると。それから3番目は、これは節水等水需要抑制への取り組みですが、地道に重ねれば、例えば年に0.5%節水を重ねていきますと、これは20年、30年の計画ですから、20年たてば10%の節水が成るわけです。これはやっぱり具体的な数値を掲げて、自治体等との協力で確実な目標として上げていただければと思います。

それでは先に進みます。次ですね、伊賀市の水道用水のところへ飛びます。スライド14をお願いします。川上ダムによる伊賀水道用水の確保。ここは、川上ダムでは水源開発は当初1,111m³/s、奈良県、西宮市、三重県が合わせてそれだけであったわけですが、これが2市が撤退し、残った三重県も縮小ということで、残ったのは全体の32%になっております。ここで本当は根底から計画を

見直すべきであったわけですが、それも行われず現在に至って、かなり苦しい計画になってます。それと直接は関係ありませんが、川上ダムそのものが後発ダムでございますので、利水容量の開発の効率が非常に悪く、そこに書いておりますように、川上ダムは利水容量100万 m^3 で開発水量が0.102、これは洪水期です。それから0.156、これは非洪水期です。こういうことになってますが、効率のいい青蓮寺ダムであれば100万 m^3 当たり開発水量は0.224と、約倍の差が出ております。こういうこともありますので、やはり既存水源の活用も含めて、代替水源のさらなる活用ということも含めて、検討いただきたいと思います。

それでは、ちょっと長くなりましたが、スライドの16と17、これはもう飛ばしますけど、今最初に申しました水需要の抑制、水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、それから、既存水資源開発施設の再編等につきましては、非常に前向きないい形になっておるんですが、どうもそれが本当にそうかという、ちょっと色があせて見えるのです。なぜそういうふうに見えるかということのスライドの16と17で申し上げたかったのですが、時間がありませんので省略します。この点線でなくて実線の四角の中が、河川管理者が第71回委員会審議資料2-5の中で述べられておることです。それに対して異論・疑問をこの点線の中で述べております。

それから、基礎案の段階で、今の中核になっておるところが非常に光っていたのは、やはりダムに関して「他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で妥当と判断される場合に実施する」という姿勢があったからですが、この川上ダム、それから丹生ダムにつきましても、やはりこういうぎりぎりの検討が本当になされたか。こういう検討がされていけば、水需要管理の中核のツールというものが生きてくると思いますが、実際にはそうではなくそれがどうも色あせて見えるというふうに思います。

はしょって大変申しわけないですが、最後のところのスライドをお願いします。

それで、河川管理者の基本姿勢は転換したかということですが、私は、節水・水需要の抑制・水利権の見直しと用途間転用等、河川からの取水抑制という点ではある程度積極的な姿勢が見えておりますが、やはり河川環境に大きく負の影響を与えるダム・堰による水源開発を引きずっていると思います。いわば、水源開発というオタマジャクシが水需要管理というカエルに成長することを期待しておったわけですが、なかなかオタマジャクシのしっぽが切れてないのが今の状況だと思います。したがって、今の状況は、この原案を見る限り、水供給管理から水需要管理への転換いまだならずというのが私の結論でございます。

ちょっとオーバーして申しわけございません。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。すいません、時間をせかしまして、途中はしよらせて申しわけございませんでした。

○宮本委員長

それでは引き続き、綾委員からお願いいたします。

○綾委員

遅れてきて申しわけありません。私の方は、今、大体千代延さんがおっしゃっていただいたことと似たことになるかもわかりません。委員長の論点設定が、ここに書いてございますように、水需要管理への考え方を転換するという観点から、積極的に具体的な施策を推進する計画となっているかという話です。そういう見方でちょっと見ていこうということで、この委員会で余り議論するというか紹介することもなかったと思いますので、内容的には水需要、利水施策といえますか、水利用の現状ということから始めて、私見を交えながらですね、周囲の状況をおさらいして、それから原案のチェックをして、それに対する意見を述べるという形にさせていただきます。では、次お願いします。

これは整備計画の原案に出ております、淀川水系の水利用の現況ということで、農水が圧倒的に過半を占めているんですけども。非常に特徴的なのは上水の取水量が非常に多いということで、これは水系全体になっております。次お願いします。

それでこれは、主に下流の部分、今の図では多分桂川とか木津川の部分がこれに加わっていると思うんですが、淀川の下流の辺です。特に大阪府とか兵庫県の利用というあたりを見ていただきますと、水道と書いてあるのが $74.28\text{m}^3/\text{s}$ 、工水が $18.98\text{m}^3/\text{s}$ 、農水が15.幾つということで、先ほどの水系全体との関係からいうと、このあたりは全く逆転しておりまして、先ほど上水で110幾つというのがありましたけれども、その過半が大阪府、兵庫県で利用されているということがわかれると思います。京都市につきましては、琵琶湖疎水ということで、水道目的ということで $12.96\text{m}^3/\text{s}$ が取られているということで、3分の2ぐらいは京阪神の方に水が使われているということでございます。これはいずれも水利権量です。先ほどの話もそうですけれども。次お願いします。

それで、これは「淡海よ永遠に」という資料から取ったデータですが、これだけの水を供給するためにどれだけの利水施設が建設されてきたかということで、一番大きな青い丸が琵琶湖総合開発で $40\text{m}^3/\text{s}$ と、これは御存じのとおりです。それからあとは、淀川大堰で $10\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいですね、正蓮寺川の利水で $8.5\text{m}^3/\text{s}$ であります。あとは木津川水系のもいろいろございます。これは平成4年3月のものですので、いわゆるフルプランにのっかって、今議論のありますところの丹生ダム

とか川上ダムとか大戸川ダムとか、それから猪名川総合開発という余野川の利水関係も入っております。次お願いします。

それで、淀川水系でどれだけぐらい水を使っているかということを見ればいいんですけども、資料がございませんでしたので、「水資源白書」というのが国土交通省から出ているわけですが、地域的にどれぐらい水を使っているかということを示したもので、これは私が表からつくった図です。ここでは一応、水資源使用率ということで、使用水量を理論上可能な最大使用量といいますか、それを水資源賦存量といいますけれども、それで割ったもののパーセント表示でございます。一番大きいのは、関東臨海というところで60%、紫の方ですから平均ですね、渇水年には90%になってます。これは異常に大きい値を示してはいますが、茨城の霞ヶ浦とか利根川水系から取水して入ってきてますので、その分が入って使用水量が非常に大きくなっているというぐあいに考えて間違いないと思います。それで、近畿のところはどれぐらいかということ、大阪、兵庫は近畿臨海で、京都府は近畿内陸に入るんですけども、大体25%から30%ということで、関東臨海、関東内陸に続いて非常に大きな使用率を示しているわけです。それで、渇水なんかで有名なところだと、北九州、福岡とか結構渇水が起こっているところですが、それも大体同じぐらいのところ、近畿臨海と似たようなところにあると思います。では、次のスライドをお願いします。

それで、1人当たりどれぐらい水を使っているかという、これは平成10年度の水道統計からちょっとつくってみました。1998年の1人1日の給水量の最大給水量と年間を通じて平均の給水量をとったものです。赤枠で囲ったのが大阪、京都、神戸ということで、大阪、京都あたりは札幌から広島までの大都市のものを全部挙げてますが、その3都市がぬきんでて多いということがわかんと思います。

つまり、我々のところは1人当たり非常にたくさん水を使っている現状にあるということがわかんと思います。先ほどの水資源使用率のことで申しますと、そんなにたくさん使っても、同じ北九州、福岡あたりは1日300リットルぐらいですね。それに対して大阪は500何十L、600Lに近い、京都でも450ぐらい、神戸で400Lですね、1日使っているんですが、それだけ使っても使用率がそれほど大きくない、余り変わらないということは、やはり琵琶湖の貯水といいますか、水利用が可能になっているということが大きい、きていると思います。これが現状です。次お願いします。

それで、ではこれから、整備計画ですから30年ぐらい先のことを考えないといけないということで、30年ぐらいに周りの状況がどういうぐあいになるかということで、まず降雨とか降水量、この辺のはどういうぐあいになってますかということ、これはまあ多分皆さん共通の認識であると思

いますが、平均気温が上昇していると。それから、年降水量がだんだん減ってきている。それから、1年ごとの豊水の年と渇水の年の差が大きくなっているということです。それから、4番目の周年分布パターンの変化というのは、1年間で雨の降る月日が多い月と少ない月、そういったパターンが変わりつつあるというようなことです。これらは地球環境の変化というのが入っているのか入っていないのか定まってませんが、現実的にはこういうことが起こりつつあるというのが共通の認識かと思えます。次をお願いします。

それで、これは使う方、先ほど申しあげましたように、上水の使用割合がこの淀川水系では非常に大きいわけです。それで、人口がどういうぐあいに変わるかということをやっと調べてみました。そうしますと、今2010年近いですが、これが大体人口のピークになります。それから30年後、これでは2030年までの予測しか出ておりませんでしたので、ここまでしか出しておりませんが、大阪府で見ますと800、900万人近いところあたりですね、それが700万人をやっと切るぐらいですか、2030年にはなるということで、たしか総計しますと。この大阪、兵庫、京都、滋賀、三重と、こういったところで100万ぐらい30年後には人口が減るという予測が出ております。つまり、人口的に見ますと滋賀県1個分ぐらいがなくなってしまうということが言われています。次をお願いします。

そういう中で、どのような利水あるいは水資源の管理をしていったらいいかというのが課題だと思いますが、流域委員会では、これは千代延さんからありましたから簡単にいきたいと思えますけれども、平成15年1月に提言をいたしまして、水供給管理から水需要管理への転換を提案しております。次をお願いします。

それで、それには6点ほど必要であるということで、1番目に精度の高い水需要予測、2番目には節水・再利用・雨水利用というような水源の多様化ということがあります。それから、3番目に水利権の積極的な用途変更、それから環境流量の設定ということをや4番目に言っております。これはこの提言で出てきた新しい言葉かと思えますけれども、河川環境を確保するために必要な流量、攪乱を含む流量の上限、下限が設定されないできるだけ多くの流量ということが必要であるという点。それから、水需要管理協議会の設定ですね。それから6番目に順応的な水需要管理の必要性ということをやっております。次をお願いします。

それで、次に水需要管理の実現に向けてという意見書が平成19年1月に出されております。先ほどの提言を具体化していろいろ検討したというのがこの意見書の中身だと思いますけれども、時代認識といたしましては、水資源開発から水資源管理への転換期であるという認識のもとに、水需要を減らして河川の自然環境の回復と保全を目的としてそういうことをやりましょうということです。

それで、1番目に述べてあることは、水需要管理を促す5つの要因ということで、なぜそういうことにならないといけないかということで、①ですが、水資源開発施設によって河川環境が悪化したということです。2番目に河川法改正ということになりまして、前回の委員会でもありましたけれども、要は利水政策というのが環境を考慮していなかったということで、河川法の目的の中に環境が入ったから、その3つを立てた政策が必要になるであろうという趣旨かと思います。それから、3番目に実質的な問題で、未利用水の発生による利水者の収支の悪化を挙げております。それから4番目に国際的な開発抑制の影響とか、5番目に国、地方自治体の財政問題ということが挙げられております。次お願いします。

それで、水需要管理に必要なことでは何がありますかということで、1番目に総合水資源管理制度を創設しましょうということですね。2番目に新たな水資源施設の開発によらないソフトソリューション対応をするということで、ソフトソリューション対応とは何かということですが、それは、ダム、堰等の建設によらず水需要と需要予測の精査確認、あるいは水利権の見直しと用途間転用、既存施設の運用改善、渇水時の水利調整、それから渇水対策会議の機能強化ということで、渇水といますか水不足を乗り切ろうという、水需要を減らそうということだと思います。それから3番目に、節水とか需要が減ることになりますと、水使用量が実質減ってくるわけでごさいます。

それで、これは非常に大きなことだと思うんですけども、実は水道事業者ということはそういうことを全く望まないわけです。非常に大きな借金を抱えて経営しておりまして、そのためにはできるだけ、私は、本音で、こういうことは水道事業者は言いませんけれども、できたらたくさん使ってほしいと、そして収支を改善したいというのが事業の経営者であればそれを考えるのは当然のことですけれども、そうしますと非常に収支が、今みたいな節水を行いますと収支が悪化してくるわけで、それをここでは環境コストと言っていますが、何か利水者を救済するといいますか、利水者が節水の方向へ向かうようなインセンティブを与えてやらないとそういう方向にはならないということで、2つほど提案しておりまして、利水者が節水により生み出した未利用水を官民が適正な水価格で買い上げ、これは水価格制度を導入して、河川に還元して環境回復を図るということと、あるいは河川管理者による水資源開発の使用権つき未利用水の買い上げというようなことを提案しております。それで、4番目に渇水対策会議の強化、自治体・市民との連携・協働の強化ということを行っているわけで、この4点の視点から原案を見たいというぐあいに思っております。次お願いします。

それで、河川管理者から出されていることは、1番目にちょっとでこぼこして申しわけございま

せんが、平成16年5月に基礎案が出まして、それからそれに付随して整備シートというのが出されました。それから、いろいろあったんですけども、最終的に平成19年8月に原案が出されてます。それから、第70回委員会で、審議資料で「淀川水系における水需要の抑制に向けて」という資料が出されて、これにもちょっと違ったことが、新しいことが加わっておりますので書いてます。これはお手元に多分配付した資料に、配付されていると思います。ここから先は配付されていると思います。

それで、一応基礎案と整備シートというのは黒と青字で、それから原案については緑色の文字で、それから水需要の抑制に向けて書かれた内容については赤字で書いておりますので、お手元のは白黒ですのでちょっとわかりづらいかと思いますが、いずれも内容的には似たようなことが書かれておまして、新しくつけ加わったことを書いてあるわけです。

どういう考え方でやりますかということがきちっと書かれているのは原案になりまして、平成19年8月ですけども、「a. 河川の流量を確保し、生物の生息環境に与える負荷を軽減するために、水需要を抑制し節水型社会を目指す」と。それからb. として「河川のダイナミズムを維持するため、利水の効率のみならず、自然流況を意識した水管理を目指す」ということですね。それで、c. として「逼迫地域における水資源確保、異常渇水に対する備えが必要」ということで、この3点が原案の主なところになっております。

a. につきましては先ほどちょっと見ましたように、流域委員会が出しました案とほぼ似たような内容ということになっていると思います。それから、b. につきましては環境のことを書いているのは同じことなんですけれども、「自然流況を意識した水管理を目指す」ということを書いていただいております。私としては非常にこれはいいことを入れていただいていると思っております。c. は今までなかった話ですけども、原案では、ご承知のように川上ダムと天ヶ瀬ダム再開発のことで伊賀地域と京都府南部での水需要の話が書いてございますので、そのことで入れられていると思っております。次お願いします。

具体的な内容としては何が入ってますかということで、これは2つに分かれてまして、1番目が水需要の抑制ということですね。「琵琶湖の水位低下の抑制と河川の流れの回復を目的とし、利水者、関係機関、住民との連携を強化する」と。これは基礎案に書かれていた内容です。それで、70回の委員会で出されたところからは、それはそうはいつでも、一生懸命はやるんですけど、水資源の有効活用とか取水量低減方策を推進するんですけども、水需要抑制には時間が必要ですよということが書かれています。

2番目の「水需要と需要予測の精査と確認の実施」ということで、これに関係する水利権数が幾

らでしたかね、わかりませんが、それを出しまして、水利権を、利水計画、取水実績、水資源計画等の精査確認と水利権の公表をするということが書いてありまして、この辺は非常にいいことかと思っております。

それから、それにつけ加えまして利水者の水需要の精査と水利権の見直し、これは似たような話ですね。

それから3番目に利水安全度の維持、現状において需要と供給の実態は計画の80%程度でバランスと、これは前からお話がありましたように、降水量の減少の話と、それから利用実態ですね、取水実態で、水利権量と使用実態とが大分乖離しているというような話ですが、利水安全度というのは維持したいということが書かれております。次お願いします。

3番目に「水利権の見直しと用途間転用による水利用の合理化」ということにつきましては、工業用水道ですね、それについてやりますという話と、農業用水の慣行水利権の許可水利権化をするというような話が書いてあります。

それから、4番目に「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しによる水資源の有効活用」ということで、整備シートの方にはこういうダムで実績がありますよというようなことが、やりますとか、そういうことが書いてあります。

原案の中ではこのところに効率、先ほどの冒頭のb. のところにありましたけれども、効率性だけを求めずに川のダイナミズムを回復することも考えますということで、環境のところを書いてあったんですけども、利水のところには具体名は書いてなかったんですけども、淀川大堰とか瀬田川洗堰の堰操作については、そういうことでいろいろ検討したいということが書いてありました。これは、先ほども申し上げましたけれども評価してよいと思っております。次お願いします。

2番目に渇水への対応ということで、利水者会議をつくりますというのですね。それから節水、1番の青のところですが、水需要抑制案として住民の節水活動とか節水へのインセンティブ等を平常時から協議したいということですね。それから、渇水調節方式の見直しの提案、これは千代延さんからあったと思います。それから、あと3番目、4番目という話は、ダム建設の話とかに絡みまして琵琶湖の異常渇水対策、琵琶湖流域で異常渇水対策容量をどうやって確保するかという話とか、水需要逼迫地域への対策ということで、川上ダムと天ヶ瀬再開発による新規利水ということを書いております。お願いします。

もう時間もないんですけども、そういうことで基本的には私は委員会からの提案というものに対して、そこそそ努力といいますか、その内容を酌み取ってやっていただいている点があるということは十分認めたいと思います。特に河川のダイナミズムの話については非常にありがたいと、

個人的にはありがたいと思っております。

ただ、そういうことで一番大きな提案になったのは、やっぱり節水型社会をつくるということで、節水をどうやって行うか、あるいは余ってきたといいますか、水利権の転用といいますか融通をどういうぐあいにやっていくかということは、これが一番大きなところだと思うんですけども、それについて具体的な案が非常に乏しいということで、その点についてもっと積極的な対応を望みたいというのが私の意見です。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、今のお2人の意見を踏まえまして、委員の皆さん方からご意見を伺いたいと思いますけれども、その前に、先日2月13日に私と、それから両副委員長と、それから千代延委員とで大阪市の平松市長のところに行きまして面談してきましたので、それについて少しご報告したいと思います。

流域委員会は、今お2人からご説明のありましたように、今までは水需要があればダムや堰をつくって供給してきたんですけども、やはりそれは河川環境に与える影響も大きいし、あるいは地元に与える負荷も大変大きいということもあって、できるだけ節水であるとか水需要の抑制であるとか、あるいは余っている箇所があればそれをできるだけ水融通してもらおうとか、そういうふうな水供給から水需要管理の方向に大きく転換するということを議論してきました。そして、これは大きな話として河川管理者も同じような考え方ですということをお申しあげまして、その上で大阪市の今の水利権と取水実績の実態をもとに、大阪市長さんはどうですかということをお伺いいたしましたところ、実際に水利権と実際の取水量の間にはかなりの余裕があることは十分認識していると。ただし、将来的にまた必要になるかもしれないというふうなところが少し懸念があるということをおっしゃいまして、いずれにしてもまだ就任早々なものですから、水道局の職員ともよく相談させていただいて検討したいということが、大変はしょっておりますけれども、大阪市長さんのお話でございました。

私はそのぐらいだったんですけども、もし副委員長2人何かありますか、何か補足的には。よろしいですか、川上委員。どうぞ。

○川上委員

委員長が大阪市長に流域委員会の考えを説明されるときに、わかりやすいこういう資料を持って行って説明されたわけですけども、その中で大阪市の水資源の維持管理費としてどれぐらい支払っているのかということで、7億余りの年間の維持管理費を支払っているわけですけども、特に青蓮寺ダムにおきましては8,200万円、使っていない水に8,200万円金をほうっているというふうな

状況があるので、そのところをやはりよく考えていただいて、大阪市民にもメリットがある、三重県にもメリットがある、三方一両得になるようなことをお考えになってはいかがですかというふうなことをお話いただいたと思います。

○宮本委員長

補足ありがとうございます。それでは、今の報告も踏まえまして、水需要管理について、きょうの論点は、従来からの話として水需要供給から水需要管理に移行するべきだということで、大筋においては河川管理者もそうだとということで来たわけですけれども、その観点から今回示された原案というのはどうだということにつきまして、各委員からご意見を伺いたいというふうに思いますので、この前はお一人ずつ指名していったのですけれども、まずどなたかご発言はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。佐藤委員。

○佐藤委員

今お二人の発表を聞いてまして、大変わかりやすく、今までで一番わかりやすい、論点をはっきりしたお話ではなかったかと思うんですね。企業を経営する立場からとらえると非常にわかりやすいということなんですが、実は水という商品、それから需要予測、それから設備投資、この3つの関係なんですね。つまり、水がどのくらい売れるかどうか、それで、とんでもない設備投資をしたら赤字になりますから、この3つのことを整理すればきちんとした答えが出てくる。つまり、それは水需要予測、これにかかると思うんですね。

高度成長のころ一番水需要が大阪で言えば高かったと。工場はどんどん海外に行っている。人口が伸びない中で高度成長のころと比べて今はどうなのかと、これからどうなるのかと。綾委員は変動のファクターをおっしゃいましたが、需要の予測まではまだ踏み込んでないですね。

○綾委員

はい。

○佐藤委員

ですから、その辺需要予測をどうはじき出すかと、非常にはっきりしたことだなと。

それから、節水型社会という、これは近畿地方整備局から情報発信すれば、行政としましても大変理念の高い情報発信になるわけですね。

それで、綾委員とちょっと違うのは、余った水の問題の、これは逆に、今私なんかは府市連携を訴えて水道事業の統合を言っているわけですね。その中で、今大変なコストがまだまだ削減の余地があるわけですし、その中で解決できるわけですね。買い上げるとかなんとかするとまた余計なコ

ストもかかりますから。まずどうコスト削減の取り組みをしてもらおうかと、こういう促進剤になると、こう思うんですね。ですから、節水型社会を目指そうという大きな理念を提言するということの意味の大きさというのを今感じました。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。それでは、一通りやっぱり意見を述べてもらおうと思いますので、やはり1人飛ばしで池野委員どうぞ。

○池野委員

全般については、基礎案と大差ない。今も綾さんがおっしゃったように、要はこれからの実行。常設の利水者会議、それを立ち上げないと具体論がなかなか出てこないのではないかと基本的には思っております。

もう1点、渇水対策容量の考え方ですけれども、今いろんなマスコミが、地球規模的な水危機ということを取り上げております。まさに多分起こってくるでしょう。利水もそういう意味で、洪水にいわゆる超過外力の議論をしていたように、利水についても同様やないかと思えます。その際琵琶湖で言うところの1 m50を守る議論ではなしに、多分2 mを切るような事態が来るかもわからない。そのときに備えるのが異常渇水対策容量かなというのが、個人的な意見です。まさに危機管理をどう考えるかということ。1 m50を守るため補給するというよりも、もう少し大きなスケールで考えておいた方が異常渇水対策という点ではいいのではないかな。ただ、それを今の財政事情で皆が負担できるかということは別問題にして、考え方としてはそういうことかなという気はいたしております。

○宮本委員長

中村委員、お願いします。

○中村委員

前期ですね、第2期が特にこの水需要管理のいろんな議論が出てきて、それをどの程度この原案の中に反映しているかということでお二人の発言があったわけですけれども、ほぼ私もお二人の意見に賛成なんです。幾つかといいますか1つ、2つですね、考えないといけないと思うのは、河川管理者の水需要管理というその立場が非常に難しい立場にあるんだろうなという気はするんですよ。

やはり利水者から出てきたものに対して、河川管理者がさらにその水需要を抑制することを要求するというのがなければ、当然それぞれの自治体なり水利用者が最悪の事態を想定して需要を高目に見積もるということは、これはもう当然のことなんですね。そうすると、それが積み重なって

水需要管理がなかなかできないということで、河川管理者がいわゆる河川整備計画の権限は持っているけれども、水利用を抑制することによるインパクトに対して責任が持てない。これが河川管理から流域ガバナンスに転換しなければいけない非常に重要な要因でもあって、この委員会にそういうことをよしとする位置づけがなければ、これはなかなか難しいわけですね。

1つ具体的に例を挙げれば、水需要抑制を主とした産業の新しい展開というのは物すごいポテンシャルがあるわけですね、今世界じゅうにこういう問題が起こってきているわけですよ。今琵琶湖・淀川水系というのは世界の中でも冠たる水技術の発信地であるわけですね。世界の淡水化事業の心臓部の生産は、60%がこの近畿が握っているんですね。そうすると、その水需要抑制をしていく産業あるいは地域社会のあり方というようなことまで、当然この河川整備計画に反映された上で、これぐらいの展望を持って新しいディメンションを切り開くんだというのがなければ、これはあくまでも受け身の話で、どうしても河川管理者に限界があるんだとか、河川整備計画だということになってしまうところが、決定的な問題だというふうに思いますけどね。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、村上委員お願いします。

○村上委員

村上です。綾委員が設定されたテーマは水需要管理の施策転換は見られたかどうか、そこがやはり一番大きな検討すべきところだと思います。まず水需要の方なんですけど、やはりこれは需要予測というのは非常に必要なことなんですけれども、それに終わるだけではなくて、需要予測が出たらそれをさらに減らす努力、やはりそのところが原案には相当不足している記述だというふうに思います。需要予測に引きずられて供給をふやしていく、それではやはりまずい。やはりそれを減らす努力を具体的に示していただきたい。

それから、水供給予測の問題です。これは不思議なことに降水量の話だけしか大きく扱われていない。確かに降水量が減ってくるというのは否定できない事実だというふうに思うんですけども、それが直接の水供給の減少につながるということについては、やはり河川の流出量なり、それから実際に降水のパターンなりいろんな工夫が、実際の水供給に結びつける工夫が必要だと。それを安易に広域的な気象変化の問題だけに限定して議論していくと、これは非常に私は危険だと思います。こういった議論は、たしか40年代ぐらいのダムをつくる时候にも全く同じような、降水量が減ってきているからダムをつくる必要があるような議論があったように思います。こういった議論の繰り返しはやはり非常にまずいと私は考えております。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。では、深町委員、お願いします。

○深町委員

お二人の説明を聞きまして、改めて平成19年8月の原案にあります水需要を抑制した節水型社会を目指すということと、自然流況を意識した水管理を目指す、こういうことの理念のすばらしさを感じたんですけれども、それをどう具体化していくかというところで多分意見が異なっているのではないかというふうに思いました。

それで、1人の水の利用者として、あるいはお金を払っている側としても、新しいいろんな施設整備をしていくというふうな前提として、綾委員の3ページにあるんですけど、水利用の合理化と、それから水資源の有効活用というのは最大限やってあげて、それで、その次に来るといのはわかるのですが、それなしに新しいもので何とかしようというのは説得力がないですし、そのためにたくさんのコストを払うというふうな気持ちには全くならないと思うので、ぜひその辺を考えてほしいなと思いました。

それから、自然流況ということでもかなり環境も意識したことをおっしゃっていますし、川のダイナミズムの回復というだけではなくて、現在ある川のダイナミズムをいかにそのまま維持していくかというようなことも含めた中での整備計画というのが大事だなというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。それでは山下委員お願いします。

○山下委員

大きく2つ問題があるのかなと思ったんですが、1つは、それこそ今の時点で水需要を求めているところについて、それをどういう形で調達するか、やっぱりダムしかないのか、それとも何らかの形の水需要管理で賄えるかという、極めて現実的なところの話が1つあると。それで、これについては河川管理者が一体どこまでのことができるかということとも絡むのですが、もう少し強い姿勢で調整に取り組んでもらえないかというのが、これまでの委員会の基本的な立場かなと思います。

それから、2つ目はもう少しマクロというか大きな話であって、理念というかビジョンというレベルの話で、それはまさに水需要をどうコントロールしていくか、必要だから新たにつくり出していくんだというふうな発想から転換しなければという理念のレベルなんだろうと思いますし、さらにそもそも一体どれぐらいの水需要が本当に必要なんだと。現実の水需要ではなくて、あるべき水需要というのをもうちょっと考えていかなきゃならないだろうし、それをどういうふうにしてつくり出していくのか、その場合に河川管理者というのは何ができるのか、あるいはそういう水需要そ

れ自体を減らしていくためにどういうふうな体制でどういうことができるのかということがあるんだらうと。

ただ、こういうふうな大きな話というものを委員会としては議論できるし、すべきなんだろうけれども、一体この整備計画の中に盛り込めるものなんだろうかと、盛り込んだ方がいいんだろうかというところはちょっと気になりつつ聞いてました。以上です。

○宮本委員長

一通り意見をお聞きしたので、川上委員お願いします。

○川上委員

私は最も典型的な例を挙げて述べたいと思いますけれども、きょう河川管理者の方から提供された審議参考資料1-1の1ページの、段落で言うと4つ目のところに、「取水量が、水利権量に対して、長期的・安定的に少ない状況で推移したならば、「水利権」の見直しにつながります。河川管理者としては、利水者の水需要を適切な機会を捉まえて精査し、その結果に基づいて適切に水利権の見直しを行っていきます。」と方針を述べておられます。

それで、今ここに写っているのは、これは大阪市の水需要の推移のグラフなんですね。一日最大給量のピークは昭和47年の247万 m^3 ですね。これがピークで247万 m^3 です。水利権量は日量243万 m^3 持っているわけですね。そして、これが30年間にわたってですよ、ずうっと下がり続けているんです。ここが平成18年です。まさに今私が河川管理者提供の資料に基づいてこの紹介した、まさにこの見直しをしなければいけない、この長期的、安定的に少ない状況で、推移の状況がここにあるわれているわけなんですよ。

そういうことを考えますと、原案では流域委員会の提案を酌み取って、理念は我々流域委員会と共通の理念、共通と言っていいようになっているけれども、しかし実際に具体的な整備内容というふうに見ると、新規水源を確保するというふうになってて、そこのギャップがちゃんと説明できないのではないかと、してもらいたいというふうに私は思っております。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、水山委員お願いします。

○水山委員

水山です。これは河川整備計画、20年から30年に向かつての原案なんですけど、どうも雰囲気的であって、もっと具体的でないといけないのに、ところどころ急に数字が出てくる。特に水需要に関してまさにお示しになってたように、はるか昔に予想したのが、最近北京ではまさに何十年か前のような状態になっているようですが、あれもあのまま水需要が伸びると予測するとどこかで頭打ち

するんだろうなと思います。水需要管理が大事だと言われますが、現在非常に困っているのなら理解できるのですが、水余りと言っているのですから水需要管理も要らないではないかと思います。

20年、30年の整備計画であるのに、今頃利水者から水需要を聴取して何を言っているのかと。もっと聞いた上で原案が出てくるのが当然であって、どうもこの原案全体に情緒的で具体的でない、幾らでも読みかえるようなことができるような、特に水利用に関して。また多分外れているのが根本にあるからだと思うんですけども。どこかでローカルに困っているところだけを取り出して水需要が逼迫しているとおっしゃる。これはやっぱり説得力が無い。琵琶湖があるんですから、最後の一滴まで使えば、よほどのことがあっても大丈夫だと思います。私は一遍空っぽにしてみたいなと思っているんです。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、本多委員、お願いします。

○本多委員

本多です。この地球というのは水の惑星というふうに言われてます。でも、この地球上で利用できる水というのは本当に少ないわけです。数%ほどしかないというふうに言われています。世界的規模で見たときには、渇水ではなく干ばつだと言われるような、数年来雨が降らないという状況すら出てきています。そんな中で、水資源というのはとても限られたものであるというのがおわかりになるかと思います。そうすると、ダムが1つある、2つあるという問題ではないだろうと。どんなふうに水を分け合うのか、どういうふうに行政がそれをうまくコントロールできるのかという能力が、これから問われてくるんじゃないかと思はいます。

もう1つは、では市民の方はどうするんだと。そういう渇水の危機の場合にどうするのかというときに自助・共助・公助というようなことがよく言われます。住民の皆さんが常に水を蓄えて持っているとか節水を常に行っているということもとても重要なことになりますから、もちろんそういうことをしていただけるようなことをするというのも大切です。これからはやはり共助、いわゆる住民と行政がどう協働で問題に当たっていくのかということが大切になってきます。当然そういう住民と行政が協働する場が必要になってくるだろうと思います。これが、いわゆるこの原案に書かれています水需要管理の協議会になるのかどうか私もよくわかりませんが、そういう場がやはり求められるだろうと。ダムでこれからは何とかなるという時代ではないのではないかというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、西野委員、お願いします。

○西野委員

西野です。私も水山委員と最後の部分を除いては共感するんですけども、原案を見ていますと非常に立派なことが書いてあるんですね。理念は、それはそうだなと思うことが書いてあるんですが、その具体的な話になると、どうつながっているのかというのがよくわからないという感じがします。その理念をどう具体的に落とし込むかというところがうまくできてないのではないかと。例えば、途中で、河川のダイナミズムを維持するため自然流況を意識した水管理を目指すというところがありましたけれども、ではそれをお題目でなくてどう具体化していくかという話になりますと、物差しが必要になってくるわけです。では、その物差しは何なのかというところが具体的になくて、例えばそういうのであれば、本来の自然流況というのはどういうもので今はどうなっているのか、その自然の流況とどう変わっているかということ、それぞれの河川で支流なり何なりをきちんとそれを評価していく必要があると。そういうプロセスみたいなものがなくて、題目があつて、具体的な事業が並べられているというところが非常に違和感のあるところですよ。

琵琶湖の水位、異常渇水対策につきましても、突然、琵琶湖に確保する方法と丹生ダムに確保する方法しか選択肢がない。千代延委員が言われたように、洗堰の操作規則の検討ですね、現在運用をやっているわけですが、試行をやっているわけですが、その試行がどこまででというような科学的な評価もまだ十分できていないという形で。琵琶湖の水位の問題に関しましても、もう少し科学的にきちんと評価して、もうちょっと物差しをきちんと開発していく必要があるのではないかと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、川崎委員、お願いします。

○川崎委員

今まで皆さんがおっしゃったこととほとんど同じようなことになるかもしれませんが、基本的に私は、地方自治という問題と国の管理という問題について、どこまでが責任範囲なのかということについての、やはり難しい問題がここにあるなと思っています。例えば京都の使用量が非常に多かった、京都というのは人口と比較して、関東などと比較して、それほど大きくないにしても多いと。先ほど中村先生の方からご指摘がありましたが、例えば伝統産業とか、古くから多くの水を使って食文化とか伝統産業とか、大阪もそういう側面があったかと思えますけれども、やはり地方自治の産業の発展と都市の発展、経済発展だとかも含めて、水需要と非常に大きくやっばりかかわってきていると。片や、人口は減っているんですけども、例えば子供の教育なんかでも節水はしなさいとか、ある程度これだけ物価も景気変動も悪い状況の中で、それほど家庭の中でむだに水を使って

いないという状況がある中で、これ以上の利用に対する節水を、本当に国がそこに入って、地方自治まで踏み込んで市民に強いることができるのかどうかというのが私の大きな疑問点です。

それは、恐らく委員会自身が、国の河川管理者自身が、この総論としての目的はこの方向に徐々に移行するということだそうなんです、時間スパンの中で考えると、1年とか2年とか5年とか、5年中期計画とか10年中期計画の中で、現実問題として責任の持てないことは私は書かない方がいいというふうに思っております、現実問題として国民は、書いてできなければ、前の超過洪水の堤防の問題もそうだったと思いますが、指針として上げていながらやっぱり消すような、途中でそういうことが起こること自身はやっぱり不信感を与えることだと思うんですね。ですから、計画論として書く、それから政策論としてできることというのはやっぱり分けて、きちっとそういう努力目標と、そういう政策としてできることだけはやっぱり自信を持って書くべきだろうというふうに私は個人的に考えております。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、澤井委員、お願いします。

○澤井委員

私は大部分の委員の方が言われたのと同じような考えですね。利水については、やはり節水の促進ということが最も重要だろうと思うんですね。例えば水利権の問題でも、従来水利権がこれだけの量があるから、それを確保しないといけないということはないと思うんですね。やっぱりみんなが全体で節水をしていくということで、場合によっては用途間の転用ということも考えないといけないと思います。

それから、渇水時に、権利がこれだけあるからそれをとってしまうということではなくて、量で幾らという権利があるということではなくて、例えば何%というようなことで、ですから渇水するときにはそれなりに全員が節約するというふうなことで、分け合わないといけないというふうに思うんですね。

それから、市民といいますか住民、これはやっぱり自分たちのライフスタイルを変えるということを中心がけないといけないと思います。これは先ほど川崎委員が言われた、具体性を持った施策になるかと言われたときに疑問があるかもしれませんが、これはやっぱり物の考え方を直していくという意味で強く訴えないといけないと思うんですね。

それから、極論すれば、人口の適正配置ということの問題があるんじゃないかと思うんです。水が足りないという場合は、多くの場合、そこに人口が集中し過ぎているということがあると思うんですね。これにもわかenということとは望めないとしても、やはりその地域、地域で適切な人口はど

のくらいなのかということの予測を立てて、それをオーバーしそうな場合には、それをどうやって分散させるかということを考えていくべきじゃないかと思うんです。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、寶委員、お願いします。

○寶委員

寶です。水需要管理というのは大変重要なことで大いに結構だと思っております。ただし、メリハリのある水需要管理をやっていただきたいと思っております。計画論的には、やっぱり需要予測をはっきりさせて、精度を高めて、需要が落ち込むところは不必要ですし、需要が高まる場所は水資源開発が必要かもしれませんけれども。需要が減っているんだったらもう抑制の必要はないわけですね、もう自然と減っているわけですから。ですから、水需要の抑制管理という言い方は、あるいは管理抑制とかいう言い方はネガティブであって、別にわざわざ抑制しなくたって減るところは減るんであって、あと無用にやたらにふえようとするところはある程度押さえながらやっていくと。もう実際、そういうふうになっていると思うんですけどね。

あと、需要がふえていく、成長しようとしていくところはやっぱり助けてやらないといけないので、それは広域的な導水とかいうこともあるとは思っています。ただ、ある市からある市へ、水が余っているところから足りないところへ水を譲ってあげましょうということは、一時的には、例えば市長さん同士の間で合意して議会も納得してやることは短期だとできると思うんですけれども、それを未来永劫、恒久的にそういうことができるかということ、それはなかなか難しいだろうと。大阪の市長さんがおっしゃっているように、将来何が起こるかかわらんと、やっぱりある程度は保険として持っておきたいということはあると思うんですね。

したがいまして、水需要の抑制管理というより水需要管理は当然重要であって、だけれども、あんまり抑制、抑制と言う必要はことさらないと。何でもかと言いますと、水が十分あるときは使ってもいいと思うんですよ。「節水型社会」という言葉、これは昭和53年の福岡渇水のあたりから出てきた言葉で、僕からしたら何を今更というような言葉なんです。もう企業は十分節水しているし、家庭だって食器洗い機で水の使用量が減っているということもあるので、だから何を今更「節水型社会」なのかと、もうみんなそういう意識は持っているのではないのという気はするんですけどね。

むしろ、それよりもっと、何かこんな30年もたったような古臭い言葉を使わずに、もうちょっと「水の恩恵に感謝する社会」とか「水文化社会」とか「水の都大阪」という言葉もあつたぐらいなんで、あるいは今京都なんかでは木造建築を守るために水を使うとかそういうことも考えているわけですね。

先ほど綾先生が見せてくださった福岡なんていうのは、福岡と近畿地方は率からしたら同じような率でしたけれども、福岡は水賦存量が少ないので関西よりも半分以下の水しか使ってないけれども率は一緒なんですね。昭和53年当時でも、福岡市域は貯水池をいろいろ集めても2,000万 m^3 しかなかったんです。そんなふうなところで、だからあそこは一生懸命「節水型社会」をやりましたよ。最近では、もう海水の淡水化もやっているぐらいです。そういう努力をしているんだけど、この関西の場合は幸い、先ほどもお話くださったように琵琶湖というものがあるわけですから、そのほかにもたくさん貯水池もあるわけで、1日最大数百リットルですか、使えるような豊かな恵まれた環境にあるわけですね。だから、それをもうちょっと楽しむということが大事だと思っております。

ですから、水需要管理するときに、住民が豊かな水の恩恵を享受できるような管理、それから水道事業が持続可能となるような水需要管理、水道事業が疲弊したら水道料金が高くなったり、水道管も直せないとか、税金が高くなるとかいろんな問題が起こってくる、水質も悪くなったり、安全な水が供給できないとかいうことも起こってくるわけで、どうしたらいいかということなんですけれども。今のところ、我々は情報社会でありながら、水道関係の情報というのはあんまりふだん意識してないんですよ。今月の水道料金は幾らかなとか、うちは幾らで隣の町は幾らかなとかあんまり意識しないのですけれども、そういう情報をもうちょっとうまく使って。

例えば水需要管理協議会というご提案がありましたけれども、これは大変いいことだと思うんですけれども、これは渇水の時だけではなくて、1年間365日52週ずっと水の様子を流域全体で見ておいて、ふだんは黄色の信号を出しておいて、節水しておいてねと、水をむだ遣いしたらいかんよと。渇水ときは、これはきびしいよと、もう絶対水のむだ遣いはいかんよというだけではなくて、人に譲るぐらいのことを考えようと、むだな水利用はやめておこうと。だけれども、水が十分あるときは青信号を出してもらって、今はいいよと、水道料金も下げますよと、だからどんどんガーデニングもやってくださいと、犬も洗ってくださいと、車も洗ってくださいと、それから家庭菜園もどんどんやってくださいとか、そういう水道料金体系、例えば週ごとに変動料金制とか変動相場制とかいうようにして、固定制にせずに、安いときと高いときとあると、それがいつも自分らにわかると、そうすればもっとみんな水のことに興味を持つと思うんですよ。

そうすると、今は水が高いなと、水が足らんのやなど。ある都市はいつも青信号だということであれば、うちは余っているんやなどということがわかるしね。しょっちゅう赤信号が出るところやったら、うちは水が足らんのやなどということもわかるので、そういう水の利用に対するふだんの住民の意識というのが、もうちょっと高まるような施策をしたらいいのではないかなと思うんですね。

ですから、言いたいのは、せっかくこの豊かな水がある、山紫水明という言葉もあるけれども、そういう恵まれた場所にいるのであるから、水の文化を楽しむというような利水の施策をしてほしいと思っています。そんなことで、積極的に具体的な施策というお話もありましたので、そのようなことを考えていただいて、もうちょっと水道事業が持続可能になるように。それで、節水社会、節水型社会と言っていたら、住民がふだん水を使うのでも後ろめたい思いをして使うことがあると思うんですね、「おれ、こんなにじゃんじゃん水を使っててもいいのかな」と。でも、水があるときは使ったらいいじゃないですか、せっかくあるんだから。十分あるときですよ。そういうふうなことを考えて、だから弾力的なメリハリのある水需要管理と言っているわけですよ。以上です。

○宮本委員長

はい。それでは、水野委員、お願いします。

○水野委員

もう今までの委員の皆さんがおっしゃったことで、まず一番賛成なのは、佐藤委員のおっしゃった水需要に即して利水の施設はつくればよいということで、それで水需要が余らないというんだったら撤退したら撤退すればいい話で、それはもう市場の原理、世界的に見ても当たり前のことですので、それを実際に実行してほしい。過去の間違った需要予測に基づいて投資を行えば企業はつぶれるのと同様で、日本の国家だってつぶれてしまいますので、利水に関して需要で少なくなったらそこには投資しないと、そのかわり治水とかその他の部分に投資すればいいというような発想で行けばいいと思います。それに関して賛成いたします。

また、その方法についても、ここに基本的な方針で述べてあるように、政策的調整とかそういう方法を使うのは非常にいいと思いますし、ただ、これを実際にこういう水利権の見直しとか本当に理想的なことを書いてありますけれども、これをいかに実行するのか。かなり社会システム工学とか社会システム管理とか非常に経営工学のような内容になってきますので、これらについてももうちょっと本当にテクニカルな技術的な技がありますので、土木工学の中でも社会工学、シビルエンジニアリングの方にありますので、そっち側の技術をちゃんと生かして調整していただければいいと思います。

あと、特にちょっと気になったのが生物の方なんですけれども、やはり生物の方について、皆さん需要ばかり考えても、もともと水というのは生態系からのプレゼントみたいなふうにやはり考えていただきたい。自然で、そういった場合には川でためるだけではなくて、地下水とか、あと身近な生活の中には湧水、湧水をもとにした個々人の水道などがあります。これからについては、しかも防災時、地震などの防災、災害などにおいてどういうふうに使われるかというような問題もあ

ると思います。利水なんですけれども、ふだんの利水はこういった計画でいいと思いますけれども、何かしら危機的な状況にあった場合、洪水だけではなくて、渇水だけではなくて、震災とかその他の何かしらの災害があったときの、どういうふうに水を配分するかというような、あとどういうふうに危機的な状況になったときにそういう水を配分するかというようなシステムをつくっていただくと、より真の意味で防災になるのではないかと考えています。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、最後に田中委員、お願いします。

○田中委員

最後になってだんだん言うことがなくなってきましたんですが。

先ほどから、人間様のいわゆる利用という形がずっと出ているんですが、僕は日本ほどぜいたくな国はないと思っております。それは各地外国へ行かれた方も、水問題に触れられた方はたくさんおられると思います。そういった観点から、水は生物の根幹に当たる、本当の生命の水だという視点を認識する必要があるのではないのでしょうか。

例えば、川は、あるいは森林とともに生態系の母体ということになれば、生きとし生ける生命、生物というのは、みんな水を利用しているわけです。そういった観点で、単なる利用水といってもきれいな水、汚い水があるわけですから、できるだけきれいな水を残していこうと、たくさんの生物が利用する生存の水という観点も非常に必要ではないかと。ダムに勝手に水がわいてくるわけではないんです。川に流れてくる上流の森林地帯があって、初めてダムに水がたまると。ということになれば、やはり森林、その上流域の水がいかにきれいで、しかも一度に流れない。水を利用するためには森林から流れてくる平均的な自然的な流量水が必要だという、そういう豊かな管理の仕方も水利用にかかってくるのではないかと考えております。

それから、亡くなられたんですが、米山先生が以前から言われておったことなんですが、災害時における緊急用水というのもの、やはりこれからどんな大型の災害が起きるかわかりませんので、この視点もやはり入れておく必要ではあるのではないかと、そう考えております。

○宮本委員長

ありがとうございました。一通り、皆さん方から意見をいただきました。共有といたしますか共通点として、水供給から水需要管理へというのは、まさに原案にも書いてあるとおり理念とすると大変すばらしくて、我々今まで流域委員会が示してきたといいますか、考え方と一致していると。ただし、それが今回の原案の具体的な施策になると、少し情緒的だと、あるいは具体的な施策が余らない、説得力がないというふうなところが、いろいろ難しい点はあると思いますけれども、皆さん

方の割と共通した点ではないかなというふうに思います。

例えば川上ダムの新規水資源開発につきまして、大阪市の今の水融通ですね、青蓮寺ダムを活用するという案につきまして、河川管理者は $0.358\text{m}^3/\text{s}$ 、これは丸々導水することはできませんということをおっしゃっているわけですが、何も $0.358\text{m}^3/\text{s}$ 丸々ではなくても、そのうちの $0.15\text{m}^3/\text{s}$ でも、 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ でも、もし融通できれば、その分だけ、仮に川上ダムで利水開発をしようと思っても減るわけですよ。なぜ、そういう調整というか、できるだけダムの方に負荷を与えないように水融通ができるという余地があるのにやられてないのかと、その辺が原案にないということ。

それから、一般住民の方から前回、前々回出てましたけれども、例えば天ヶ瀬再開発の京都府の暫定水利について、例えば大阪市の琵琶湖開発の水を振りかえれば、それを京都がとるということにすれば、今の天ヶ瀬再開発の暫定水利の話もなくなる可能性があるんじゃないかというふうな提案があります。これについても、本当にできるかどうかわかりません。しかし、そういうふうなものについてもチャレンジするというふうな話が出ていないというところが、私は大変残念です。皆さん方が特に具体的説得力がないと言われるのは、そういう意思というか、やろうという努力の跡が見えてないところが問題じゃないかなと思っています。

それから、きょうの朝のNHKのニュースで出ておりましたけれども、今までは渇水調整は、渇水時の取水制限は実績の取水量をベースにやっていました。しかし、それを確保している水利権をベースにやるようなことを検討しているという趣旨のことがNHKのニュースに出たんですけれども、まさにこれは実績の水利権ではなしに、使っていない、あるいは余っていても、水利権をたくさん持っていれば持つほど取水制限は緩くなりますよということなんですよ。

これは、言えば、たくさん水利権を持っている方に対して、あなた方は水利権を譲ってはだめですよというふうなことに對する、まあ言うたらアピールなんですよ、これは河川管理者からの。そうすると、今この原案で言っていた水需要管理で、水の融通ですね、各自治体あるいは用途間の、これを進めようと言っていることと逆に、今の水利権を固定さそうという施策の、これはどこまで検討されているのかわかりませんが、もしもきょうの朝のNHKのニュースが本当にそういうことであれば、これはまるっきりすばらしい理念と逆方向の施策を今されようとしているというふうに私は思っているんですけれども。

ですから、基本的には理念はすばらしいんだけど、具体的な施策についてはほとんど具体策がない、あるいは積極性が見えない、あるいは逆方向にすら動いているというふうなことではないかと私は今思ったんですけれども。皆さん方、きょうの議論、それから今私が申し上げたことも踏

まえて、特にもう一言言いたいということがございましたら、お願いいたします。

河川管理者、ありますか。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。今委員長がおっしゃった最後の渇水調整のやり方の点ですけれども、先ほど千代延委員の方からも、この原案で新たに加わったというようなご説明があったんですが、少し誤解されていると思います。

お手元に、基礎案がございましたら。基礎案の26ページの「4. 5 利用」の上に、（2）で「渇水への対応」というのがあります。その後段のところに、「渇水調整において」云々という文言がありますが、ここでもやはり「現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への努力や日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。」というふうに記載しており、基礎案の時からずっと、ここの部分は流れてきているという状況でございます。

○宮本委員長

ちょっと文言が違うんですけども。そうすると、基本的には水利権を今たくさん持った方がいいですよと、それを、いわば地整とすれば支持しますという方向ではないということでもいいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いえ、ですから基礎案以前からそういう検討が進んできているわけですが、現時点でこういうやり方でやろうというふうに利水者とも調整が終わっているわけではございませんし、利水者からもいろいろ意見もいただいているところですので、どういう形がいいのかというのは、これからの話になってまいるかと考えております。

○宮本委員長

ですから、今言ったように水需要管理を推し進めていくということからすると、水利権を固定するということは、どちらかというとマイナス方向ですよ。ですから、そういうことを意識しているのではなしに、渇水調整のやり方についていろいろ検討していますということによろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

そうです。渇水調整のやり方をまさに検討としているという状況です。

○宮本委員長

わかりました。それなら結構です。

ほかの委員の方で、ご意見。はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。下手な発表の後にもう一言言うのは大変おこがましいんですけども、形の上では非常に原案に近いところが出ておるんですが、先ほど私が申しましたけれども、1つだけ残念なのは、水資源開発に用いるダムや堰は自然環境を悪化させる基本的欠陥を持っておると、こういうことについて、現状の課題のところではやっぱり河川管理者も同じような認識があるわけですね。

それにもかかわらず、やはりダムや堰に頼ろうとしているのです。これを何とか回避しようと、そのために水需要管理のそういう社会にしていこうというところが見えないため、それを回避する努力が本当にされようとしているのかということになるのです。ノーと、否というふうに私は思えるのです。やっぱり川上ダムですね。川上ダムの今の0.358が残っておりますけど、これは半分以上が今まである水源を置きかえると。非常に需要が伸びて逼迫しておるように原案では表現されておりますけど、それほどのものではないんです。需要増は日量8,000m³ぐらいだと思っておりますけどね。

ですから、やっぱりもう少し工夫をして、環境に負の影響を与えるダム、堰というものについては極力回避するという、そういうところを現実に見せていただきたい。今立派なことを書いてありますけど、現実の社会で今それをやるかやらないかということ、私どもは非常に注目しておったんですが、そこまでの熱意でやられていないという感じがして、色あせて見えるのです。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、水需要管理につきましての前半の意見交換はここまでにしたいというふうに思います。

それでは、休憩ということで、庶務の方、お願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、5時35分まで休憩といたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

[午後 5時21分 休憩]

[午後 5時35分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それではご着席いただきますようお願いいたします。これから会議を再開したいと思います。一般傍聴の方にもお願いでございます。委員発言中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは後半に入りたいと思います。後半の論点は、今回の原案の審議に際しまして、この流域

委員会の審議のあり方がどうだったか、あるいは河川管理者が住民説明会とかやられておりますけれども、住民意見の反映ということにおいて、今回の原案の審議のプロセスとしてどうだったかというふうなところを審議していきたいと思います。

それで、きょうは住民意見の反映についてどうだったかということの審議でございますので、この審議に入る前に、一般傍聴の方から、この点について意見のある方にご発言をしていただきたいと思います。その一般傍聴の意見も踏まえて、これから後の委員会の委員同士の意見交換をしたいと思いますので、先ほども申し上げましたけれども、時間の関係がございますので、必ず3分以内、お一人様3分以内でお願いしたいと思います。それでは挙手をお願いいたします。

15分ぐらいでとにかく切り上げたいと思いますので、そしたら申しわけないですけども、お一人様2分、2分でお願いします。庶務の方、タイムキーパーをお願いしますね。それではこちらからおお願いします。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井ですが、委員長、それは2分というのはひどいですよ。申し上げます。今の利水の話についてなのか、ちょっと私まだ理解出来ていません。

○宮本委員長

済みません。利水の話は置いておいてください。これから議論する計画策定の手続だとか住民意見の反映だとかこの委員会の審議の今までのあり方、それについてのご意見をお願いします。

○傍聴者（酒井）

わかりました。済みません。住民意見反映については、田中委員の方から意見は出されています。この流域委員会が休止になるまでに、いろいろ流域委員会としての意見は出されています。現実には住民が、きょうの資料の中にも河川管理者の意見聴取とかが出ていますけれど、これは全く恣意的につくられています。住民が本当に自主的に参加してきたのか、住民が言いたいことが本当に地方自治体なり国に反映されているのかといいますと、これは全くされてない部分があります。

それで、住民参加というのは、住民が納税者としての負担ということをどこの地域でも、国も地方自治体も考えておられないことがあります。今までの河川管理者の整備計画原案も含めて、この流域委員会が果たす役割についてももう少し住民の立場に立った意見反映をしていただきたい。2分ではちょっと無理ですね。以上終了です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それではこちらはもうおられないですね。こちら、挙手お願いします。では、こちらの右の方からお願いします。

○傍聴者（志岐）

3点申し上げます。

第1点は、なぜ住民の参加、住民参画が必要かという点、現地に住んでいる住民しかわからないことがあるからです。いろいろありますけれども、この点をしっかり踏まえていただきたい。

第2点、河川管理者は細かいことに関しては住民の意見を聞かれますけれども、また取り入れもされますけれども、一番肝心なところだけは絶対に変えないということをなさいます。具体的に言えば、天ヶ瀬ダムの $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流であります。例えばです。

第3点、流域委員会に関しましては、大いに住民の意見を聞いていただいていると思います。ただし、多くの委員の方々ともう少し時間をとって具体的に討論する機会が欲しいと思っております。

以上です。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。

近畿地整の態度について発言します。この原案の説明に関して、「最大の住民参画反対説明」といいますか、当初から委員と傍聴者の間で資料がカラー刷りであるとか白黒であるとかの違いのみならず、それに関して『わかりにくいから』と何度も何度も言ってきたのに、白黒でもちゃんと判断できるような、そういう工夫も長らくできてませんでした。

そして、その後も質問に対する回答がそっけなく、ちゃんと説明責任を果たさないような実態でした。これは今も続いています。今も宙ぶらりんで不能回答として残っていることが多い。つまり、これは「住民の参画を喜んでいない態度である」ということを申し上げます。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。

一般からの意見の967のところ、この間に行われた説明会、意見交換会は全く不十分という意見を書いていますので見てください。これらの説明会というのは、河川整備計画に住民意見を反映させる、こういう点で住民の意見を聞く必要があると言うてんですけど、その点では全く不十分だと。それで、原案の説明そのものがきちとなされてないということを、私たちはここで指摘しています。

例えば、河川整備目標についてきちと行ってない、こういう問題があります。それから、11月4日の宇治の塔の島地区河川整備に関する意見交換会では、計画規模150分の1、そこから $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を引っ張ってきて宇治川の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 改修が必要だという説明で、今行われている、天ヶ瀬ダムの2次調節からの $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 改修が必要だとは違う説明がなされております。そういう問

題があります。そして、それぞれのところで質問を出しても、すれ違いでまともに答えないと、こういう問題があります。これらの説明会や意見交換会が行われた報告と資料の中で、なぜか塔の島の意見交換会についてはホームページに明らかにしていない、こういう問題があります。

それから、自治体とか商工会議所、建設業界への説明会が行われているんですけど、こういう報告も掲載されていない。これはやっぱり情報を共有するという点から非常に問題があるというぐあいに思います。

そして、住民意見について、取り入れたもの、取り入れないもの、これはやっぱりはっきりさせるべきだと。

それから、あと30秒ですが、流域委員会の原案の審議については全く不十分だというぐあいに思います。特に天ヶ瀬ダム1,500m³/s放流の必要性・緊急性、それから原案で言ってる塔の島の1,500m³/s改修の必要性・緊急性、あるいは堤防の耐震性等について全く不十分だと。

私たち、意見を出しているわけですから、その意見についてきちっと審議に生かしてもらう、このことがやっぱり必要だと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、その後ろの方。そうじゃなしに一番後ろ。

○傍聴者（木村）

住民意見についてということなので、意見を一言述べさせていただきます。

審議参考資料2-1というのが出ておりますが、ここの2ページ目、淀川の部分で、天満研修センターと大阪商工会議所の分に私は出席しましたがけれども、ここの参加者が「20名」になっていますが、これは間違いです。20人はおりませんでした。

それから、1ページ目の下から4行目になりますかね、「住民説明会ではその場で回答させていただいている」ということになっていますが、私の質問に対して回答はありませんでした。ホームページその他で回答するということでしたが、回答は出ておりません。

その上のところで、住民意見交換会で、淀川について「923」の意見があったという非常に大きな数字になっていますが、これもやり方がまるっきり違うわけです。それで、この淀川のやったやり方が妥当なのかどうかという点について若干疑問を持っております。だからその辺も十分審議していただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

それでは、前の女性の方、お願いします。

○傍聴者 (増田)

箕面から来ました増田京子です。住民意見の聞き方としまして、11月4日、池田でありました猪名川総合事務所の件で行きましたけれども、ついこの間、これの発言の記録が送られてきてまして、こんな昔のこと、私もちょっとどんな発言をしたか忘れたぐらいなんですけれども、そういう状態です。

まずそれが1つなのと、そしてそれは河川管理者の意見聴取だったんですけれども、私はやっぱり流域委員会の意見聴取をしていただきたかったし、流域委員会の委員の方たちとの話し合いをしたかったと思っております。

それで、この流域委員会としての議論につきましては、やはり時間をすごく慌てているのではないかと思います。きょうの話でもそうなんですけれども、委員同士の議論をもっとしていただきたい。そして、委員と河川管理者のもっと丁々発止の議論というか、いろいろ資料は出ていますので、資料での意見交換はやられているんですけれども、もうちょっとそれについての議論をしていただきたかった。やはりこれは余りにも河川管理者が時間を区切ってきたために、本当に肝心な議論が飛ばされているような気がします。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。では、はい。

○傍聴者 (細川)

尼崎市の細川です。第1次委員会の際に、流域委員の資質は何かということをお話したことがあります。そのとき、河川管理者だった宮本さんは「変わることである」とおっしゃいました。私なりにその変わることは何かと考えましたが、まず自分の意見だけを主張するのではだめなことだと思えます。いろいろな人の意見を聞いて、その意見を自分の中で消化して、さらに自分の考えを発展させていく、それこそが資質なんだと思えます。そして、委員だけではなくて、住民であってもやはり同じように、人の意見を聞き、自分の主張だけをするのではなく、考えを変えていく、そういう力が求められているんだと思えます。

住民の意見聴取といえ、とにかく主張すればいいという方が多くおられますし、流域委員会の中でも意見が通らないと思ったら来られない方がたくさんおられます。けれども、住民の意見を聞くということは、住民がやはり考えて、人の話を聞いて、流域委員の話聞いて、河川管理者の話聞いて、その公開の場の中で議論に参加することに意義があると思えます。その場を、河川管理者はこれからも提供していただきたいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

○傍聴者（今本）

今本です。非常に言いづらいんですが、この委員会への不満を述べさせていただきます。きょうの意見を聞いておまして、ほとんどの方が感想程度です。利水についての意見になっておりません。また、委員同士の議論、これが全くありません。確かに全体の時間が抑えられて、議論するまでの時間がないかもわかりません。また、全委員に発言を求めることも非常にいいことだと思います。むしろ積極的にしゃべっていただきたい。きょう聞いていた限りでは、順番が当たったからとにかく述べているという意見が非常に多かったです。委員の皆さんもぜひ2分以内に発言をするようにして、もっと本質的なところを発言するようにお願いしたいと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、お願いします。

○傍聴者（荻野）

荻野です。きょうは川上ダムの利水に関する議論が少し足らなかったように思いますが、きょうの委員会の意を受けて、ぜひ川上ダムの利水問題について、住民意見の聴取、反映という、住民意見を聞くということをもう一度きちっとやっていただきたいと思います。今日、ようやく川上ダムにかかわる利水に関するデータあるいは数値がだいたい出そろったように思います。こういう段階で初めて、住民の意見あるいは住民に対する事業説明ができる段階に達したのではないかなと思いますので、ぜひ川上ダムの利水に関する住民説明会あるいは意見交換会を実施していただきたいと思います。

もう1点ですが、川上ダムにかかわる利水の取水点は指定区間になっております。整備局が行う河川管理、これは国の管理であります、木津川上流のあの区間は知事管理ということになってます。機関委任ということになってます。委員会には三重県あるいは府県の代表の方もいらっしゃいますので、指定区間の河川管理、特に、利水管理について、ぜひ自分たちの利益のために、あるいは自分たちの河川のあり方について、発言あるいは住民意見を代表して何か意見を述べられたらいいのではないかなと思います。

○宮本委員長

ありがとうございました。皆さん方、2分以内に発言していただきまして、本当にありがとうございます。

2) 淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 計画策定

○宮本委員長

それでは委員同士の審議に入りたいと思いますけれども、冒頭に委員のお二人からまず意見発表してもらいたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員

田中です。私が前座を務めるということで、後に真打ちに川上委員が出てきていただくので、いろいろとまた詳しくしていただければと思います。

住民参加というテーマは、非常に響きはいいんですが、なかなか難しい。今までの議論は大体、河川整備をどうするかというふうな、いわゆる河川に対しての議論になるわけですが、この住民参加というのは、人対人のコミュニケーションになるわけで、この取り扱いといいますか、初めて河川法に住民意見の聴取反映という位置づけができたわけなので、管理者も、あるいは委員会の方も、あるいは住民の方も、どういうぐあいにその方向性を見つけていったらいいかというのは、非常に難しいことだったと思います。これからもこの問題はずっと続くわけなんです。そこで、今までの簡単な経緯、住民参加の形成過程の論点をちょっと整理しておきたいと思います。もちろん、3次の新しい委員の方もよくご承知のことかと思いますが、一応参考に整理したいと思います。

もともとこの委員会は、新たな川づくりを目指した委員会の特色、つまり淀川モデルという形で言われてますが、従来にない審議のプロセス、住民参加を重視した進め方、つまり、河川管理者が河川整備計画原案を策定する以前の段階で、委員会みずからが計画原案に盛り込まれるべき基本的な内容について提言し、その提言に基づいて原案を作成し、それについて委員会が審議を行って意見書を提出するという従来にない審議のプロセスです。そして、特色として、情報公開、透明性の確保、情報発信し、公開やホームページ、あるいはニュースレターなどで確保してきたこと。そして幅広い意見の聴取。傍聴者を初め、住民、広い地域での、あるいは現地での対話集会など、聴取を行ってきたこと。そして委員が提言や意見書をつくる際には、委員が分担して実質的に行ってきたこと。そして委員会による自主的運営。みずから審議の進め方。そして庶務は民間にゆだねるといった、そうした形で出発したということがございます。

第2点としては、河川管理者の住民参加に対する取り組み姿勢というものが大事になってくるわけなんです。これは2003年2月に作成された、河川事務所が出された「今、淀川が変わろうとしています」という記述がここに書いてございます。立派な文言なんです。こういう方向で住民参加の形づくりをしていくという意気込みがあったわけでありまして。

3番目に河川管理者の役割というのは、河川法改正によって、第16条2第3項の規定に「学識経験を有する者の意見聴取」、そして第4項に「公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」、この2つが入ったわけなんです。しかし河川法で初めて規定されたこの意見聴取反映になりますと、反映のための具体的な手法や、その手続は法令で定められていないということで、管理者も苦慮されたことと思いますがこの意見聴取反映の措置については、委員会に諮問されてきたということでございます。

4番目、委員会の役割としては、河川整備計画について意見を述べること。そして先ほどの関係住民の意見聴取方法について意見を述べること。これは上記の第4項でして、このことは、この委員会の規約の2条にもあります。

そういう委員会の役割を経て、5番目として、住民参加の形態づくりを管理者が委員会からの提案・提言を受けて試行され、その中身は、対話討論会。ファシリテータを置く円卓方式を、先ほどの4項にありました河川法の公聴会に位置づけて試行的に開催された。また、シンポジウムだとか現地での対話集会とか、数多く行われてきたということでございます。

そういう経緯を踏まえて、管理者の方から基礎原案、基礎案が出てきまして、住民参加の手法・手続もここに書いてありますように「『流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有しながら、日常的な信頼関係を築き、連携、協力する。』『流域委員会や関係住民、自治体等の意見を聞き、随時計画を改定し、追加修正、中止等を行うものである。』さらに基礎案には『基礎原案に対する委員会からの意見、新たに取り組んだ住民対話集会等での住民からの意見や、自治体からの意見を踏まえて策定。』」すると。つまり、意見聴取反映の重要性を述べております。

基礎原案、基礎案に対して、委員会では意見書を出しまして「提言に示した住民参加の趣旨を真摯に受け止め、実質的な住民参加のあり方に真剣に努力されており、評価できる」という形で記述しており、また「試行錯誤の中からより良い手法に進化していくことを期待する」と記述されておりました。一方、その対話討論会の反省点もあって、改善される内容も列挙されております。さらに望ましい方向を検討していくということでございます。

その後、第2次の委員会の終盤になるんですが、この体系的な住民参加というものを大きくまとめて、「住民参加のさらなる進化に向けて」という、試行錯誤の中、住民参加あるいは意見聴取反映の手法、手続などが適切なものであったか、検証し、評価し、委員会でまとめたものがございます。

ここまでの第1次、第2次の住民参加の経緯、形成ということでございます。いろんな問題があって休止という形になったわけですが、これが19年1月で、続いて期間はあいたんですが、第3次

委員会の発足。それで、住民参加の窓口である一般の人たち、住民参加の公募がたくさんおられたと思うんですが、結果的に1名だったということについては、どういうふうに判断したらいいのかということも大事ではなかったかと思えます。

次に、8月16日には河川整備基本方針がやっと出てきたのですが、ここに「上位計画、基本方針の優位性」というものが書いてあるんですが、簡単に言えば、今まで委員会の積み重ねてきた独自性や提言、あるいは意見、基礎案、そういうものが集積されてきたんですが、そういったものに、中央の基本方針というものに沿わなければならないのかというふうな考え方、あるいはそういう考え方の方向性がいいのか、これからの地方自治、地方分権への流れの中でそぐわないのではないかと、大切な論点と思われまます。

続いて、その基本方針に従って整備局が整備原案を公表している。これについては、第1次、第2次委員会で計画段階から集積してきた大体の骨格が反映されているのかということでもあります。従来の治水・利水の優先から環境保全の回復という、大きなこの委員会のテーマ、それから流域対応という治水の問題、確率的な被害をどうするかという根底的な問題も含めて守られてきたか、あるいは反映されてきたかということが大事ではないかと思われまます。

それで基礎原案からどういうふうに変わってきたかということですが、基本的にダムは建設しないという提言をしてきたわけなんですけど、特に基礎案までは検討するという形で表現されているんですが、17年7月1日には調査検討の取りまとめとして、丹生ダム、大戸川ダムなど5つのダム方針、検討まとめが発表されました。

それで、丹生ダムについては、さっきも出ておりましたが、渇水対策容量、この時点では琵琶湖でやるという方針を記述しております。

そして、大戸川でもこの計画が二転三転計画変更されており、これも非常に問題だと思います。大戸川の洪水調節による宇治川及び淀川の洪水調節は小さいと、そして大戸川下流においては、ダムの洪水調節による効果は大きいけれども、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し、経済的にも不利になると。河道改修等の、ダム以外の対策案の方がコストの観点から有利だと。しかも当面実施しないと。こういう検討結果、まとめが出たわけではありますが、原案ではそういう方向性は全く出てきていないということでもあります。

また、環境につきましても、ダムによる不可逆的な負の影響は全然解決されていない。ダムが続く限り、負の影響は永久に続くのであり、もうダム開発を見直すときではないかということが一つのテーマになるのではないかと考えております。

また、治水については、河道内に水を封じ込めるという形、発想はもう限界に来ているのではな

いかということと、こういう気候変動の中での治水という問題も、これから大きなテーマになるのではないかということでもあります。

もう1つは、急に出てきたこの上下流のバランスという、なぜ今なのかということも非常に疑問であります。また、河川整備の基本は上下流のバランスであり今まで何をしてきたのかということです。ピーク流量を増やしてそれをダムや改修に求める、このやり方が、将来的な展望はあるのか。同じようなことをして下流に流量が増えては上流でダムをつくる、ダムをつくってはまた下流でという、この繰り返しが果たして展望はあるのかということでもあります。そんなことがこの基礎案からどういうぐあいに変わってきたのか、ちょっと問題点としてまとめてみました。

それから、住民参加の関連についての記述は適切であるか。これは原案の11ページと、32ページから34ページまで書かれております。丁寧な文言で記述されているわけで、これが実際、本当に実現化するのか、あるいはこの記述に沿って実行されているのかということでもあります。

次に、4の関係住民の意見聴取の手法。これは原案に対する、河川法16条2第4項規定の意見聴取は適切に実施されているか、あるいは実施されたかということでもあります。これに対しては、先ほどから傍聴者の方からもいろいろ意見がありましたが、これからの大きな議論になると思います。意見交換会、説明会で、原案がいわゆる基礎案や意見書、あるいは提言の趣旨に沿ったものか、あるいはどういうところが変わってきたのか、その辺の説明責任がなされて、住民の方の理解を得られているのかという問題も大きな議論になるかと思えます。

最後に私は、キーワードは「キャッチボール」だと。長い間、委員会は管理者と委員会の間でキャッチボールをしながら、何回もそれを繰り返しながら築き上げてきた。何回も返球しながらやっとなじんできたボール。この繰り返しのキャッチボールが、住民参加あるいは対話ということには非常に大事だと思っております。

私も住民参加という方向性で今までいろんなところで携わってきましたけれども、何回も何回もキャッチボールをするということが、結局、住民意見あるいは合意の形成に向けての大きなステップだと思っております。

最後に、手になじんだボールを投げたんですけども、最後に返ってきた管理者からのボールはやや変わった、あるいは異質なボールが返ってきた気が今しております。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは次、川上委員お願いします。

○川上委員

川上です。次、お願いします。

私に委員長から与えられた論点はこの3つでございます。1つ目は、整備計画の案を策定するに当たり学識経験を有する者の意見を聞く、とした河川法の趣旨を踏まえて設置した第1次から第3次の委員会の審議において河川管理者はいかに取り組んだか。2つ目は、基礎案・原案の策定過程において河川管理者はいかに河川法の住民意見の聴取・反映を体現したか。3つ目は、第3次委員会の期間中において河川管理者が行った住民説明会等は、住民意見を聴取・反映するのに必要かつ十分であったかという論点でございます。次、お願いします。

第1次流域委員会におきまして委員会は、この意見聴取・反映方法につきまして、住民参加と住民意見の聴取にはさまざまな方法や形や段階があると考えまして、対話集会というのを提案いたしました。対話集会は、河川管理者と住民との連携と協働の場であり、形式的な説明会ではなく、住民参加による河川整備計画策定のステップの一つというふうに位置づけました。そして方法としては、ファシリテータという対話の促進役を置きまして円卓方式で開催すること、それから河川法に規定された公聴会と位置づけて開催してはどうですかということを提案いたしました。ファシリテータの自由なデザインで。次、お願いします。

水系全体で合計35回開催されました。テーマは、「河川敷保全と利用の方向性について」、これは淀川河川事務所管内です。それから、「丹生ダムについて」「天ヶ瀬ダム再開発について」「余野川ダムについて」「大戸川ダムの計画見直し案について」「川上ダムを含む木津川上流域の将来について」というテーマでございました。ただし、委員会は、この場合は合意形成の場ではないと提言をいたしました。次、お願いします。

そして、住民から聴取された意見が原案にどのように反映されたのかということをおもって考えると、原案の治水・防災・利水の考え方は、専ら河川整備基本方針に依拠しているというふうに私は受け取っております。原案は、治水・防災・利水では委員会の提言や意見を余り反映しなかったと言えると思います。そして環境や住民参加では、委員会の提言や意見をかなり反映したと受けとめています。しかし元通り、第1次・第2次委員会では管理者から全く提案がなく審議もされなかった上下流バランス、既設ダムの長寿命化などが新たに原案に盛り込まれて、この慌ただし短期間の委員会の中で審議している状況であります。次、お願いします。

原案の河川整備の方針には次のように述べられています。これからの河川整備においては環境・治水・利水・利用の課題に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。流域の関係者が情報や問題意識を共有しながら、日常的な信頼関係を築き、連携協力していかなければならない。人と川とのつながりについては、地域のできるだけ多くの人々に河川に関心を持っていただき、川に直接接していただいて、川のことをみずから考え、行動していただけるよう、参画型の

河川整備を目指すと、このように述べておきまして、この方針については、私はすばらしいというふうに思っております。次、お願いします。

しかしながら、河川整備計画の意思決定の主体は河川管理者であります。そして河川整備計画の上位にある河川整備基本方針を決定するプロセスにおきましては、学識者や住民の意見を聴取・反映する仕組みにはなっておりません。社会資本整備審議会がこの整備基本方針を策定するということになっております。そして原案は、この河川整備基本方針を下敷きにして第1次・第2次流域委員会で審議してきた結果をまとめた基礎案、これを抜本的に変身させたとは私と考えております。次、お願いします。

第1次には、河川管理者は非常に熱意を持って、対話集会や対話討論会が流域において合計35回も展開されたわけです。莫大な経費もかかりました。しかしながら、この原案発表後、対話集会が開催されたのは、淀川管内において開催されたということは聞いておりますけれども、ほかの河川事務所においては対話集会という形式はとらなかったんですね。これはなぜなのか。私は疑問に思っております。きょう何かその説明会に関する資料が初めて提供されましたので、じっくり読みたいというふうに思っております。

第3次委員会の期間中において河川管理者が行った住民説明会等は、住民意見を聴取・反映するのに必要かつ十分であったかという論点を先ほど掲げましたけれども、実際に実施された住民説明会の品位や品質はどうだったのか。「聴きました集会」「聴き置く集会」あるいは「住民説得集会」で終わらなかったのか。また、住民の提案を受けとめ、それを行政に反映する「行政対応集会」であったのか。その辺のところをこれから河川管理者の説明も受けたいし、この委員会におきましても審議したいというふうに思います。次、お願いします。

問題は、対立する住民意見をどのように整備計画に反映するかということでありまして。ダムという究極の課題を一つの事例といたしますと、推進意見と反対意見が厳然と存在しております。どのように検討してどのように反映すればよいか、これはなかなか難しい問題でありまして、河川管理者もなかなかわからない、委員会もなかなかわからないのではないかと思います。しかしながら、第三者機関として諮問されている委員会、この淀川水系流域委員会において、やはりある程度の意見を取りまとめて、そして河川管理者に提出しなければなりません。次、お願いします。

また、整備計画に反映されない住民意見についてどうするのか。これは説明責任の実践が求められます。河川管理者は、住民意見を河川整備計画に反映しない理由を明確に、かつ、わかりやすく説明する責任があると思います。次、お願いします。

第3次流域委員会におきまして河川管理者は説明責任を果たしたか。委員及び一般住民の1,531

件に上る質問すべてに河川管理者が回答したことは一定評価できると思います。しかしながらその内容は、的確な回答もあれば不的確な回答もありました。適切な回答もあれば不適切、不十分な回答もありました。誠意を感じられる回答もあれば誠意が感じられない回答もございました。また、理解しやすい回答もあり難解な回答もありまして、なかなか十分納得できたとは言いかねるような感じを受けております。私は、この1,531件に上る質問にはすぐれた質問もあれば取るに足らない質問もあったかもしれませんが、河川管理者にこれを意見としてしっかり受けとめてもらって、そして計画案に反映してもらいたいというふうに考えています。残念ながら、質問と回答の多くについて、流域委員会が適切に評価し審議を尽くす時間が委員会に与えられていないという現実があります。次、お願いします。

原案について、委員や住民の多くは、まだ原案とその説明を納得していないのではないかとこのように感じています。原案にあるいはまた方針に書かれている「全国バランス」とは一体何でしょうか。委員会は、河川対応と流域対応ということを提言して、全国最高レベル、最先端の治水計画を目指したはずで、「戦後最大洪水を計画高水位以下で安全に流下させる」、このことは住民の安全よりも水害訴訟に負けないことを重視したのではないのでしょうか。また、「上下流バランス」の考え方を押し進めると、全国の河川の上流にダムを建設しなければ中流域の河川整備ができなくなる、そういう論理を感じます。これは河川法に言う河川環境の保全・再生に逆行するのではないのでしょうか。また際限のない河川整備、河川工事が続けられるということになります。治水・利水・ダムへの意見は「聞き置く」、その他、環境や利用等については「連携や住民参加を推進する」、そういうふうにするのであれば、これはご都合主義的原案と言わざるを得ません。原案にはさまざまな疑義がありまして、委員会の審議はまだ不十分だと思います。次、お願いします。

河川法ですけれども、河川法は発展途上の法律なのでしょうか。河川法は、河川整備基本方針策定のプロセスで住民の意見は聴取しないということになっております。これが河川行政の改革の不徹底を招く原因であります。環境保全とダムとは本来相容れません。先ほど委員のどなたかもこのことについて言及しておられました。また、環境保全のためのダム、そんなダムが果たしてあるのでしょうか。河川法は矛盾を内包した発展途上の法律と言わざるを得ません。いみじくも河川法は、我が国民主義のレベルを制度としての的確に表現していると私は考えています。主権在民はいずこにあるのでしょうか。次、お願いします。

これまでの川づくりにおける反省を少し振り返ってみます。治水・利水など人の求める機能のみを追求してきたこと。河川管理は、「最大」つまり「洪水」と「最小」つまり「渇水」、これを中心に行われてきました。河川整備が川の生態系や景観と調和していなかったこと。そして、住民の

意見を聞かなかった、または聞いても適切に評価せず計画や施策に反映しなかったこと。これらのことによりまして河川環境が著しく損なわれ、川と人、人と人とのつながりが希薄になり、河川行政への不信感が増幅しました。次、お願いします。

第1次流域委員会が始まって間もなく近畿地方整備局は、この河川整備計画策定への姿勢を表明いたしました。『洪水対策や水供給といった単純でわかりやすい目標があった時代には、国民が行政に対して任せる、行政も任されるという関係でよかったのかもしれませんが。しかし、物質的、経済的にも豊かになり、やはり自然環境が大事など多様な価値観が出てきました。このような時代の変化の中で単純でわかりやすい目標設定が困難になり、国民の「勝手にするな」という声に対して、行政が従来の考え方、慣性力のままで進むことへの不信感が出てきました。そこで河川行政を変えていかななくてはならないということで河川法を変えました。』次、お願いします。

『従来の、「行政に任せてください、我々が計画も決めてやります」といったやり方から、「行政は勝手にしません」というやり方に変えます。計画をつくる際にも住民意見を反映するような仕組みをつくります。』このように姿勢を明らかにしたわけです。次、お願いします。

だれのための河川整備か。委員会も河川管理者も、ともに初心に戻ってもう一度よくよく考えてみようではありませんか。以上であります。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、住民意見の反映あるいはこの流域委員会の審議のこれまでのあり方を含めまして、これから委員同士で意見交換をしてみたいと思います。冒頭に、佐藤委員が先ほどの中間休みで退席されまして、ぜひこの意見を言ってほしいということで私がお預かりしましたので、まず佐藤委員のご意見から紹介したいと思います。

現段階において近畿地方整備局は、これまでの審議について、この流域委員会の審議について、当初の期待と成果、自分たちが期待したものと今の状態での成果をどのように思っていますかということをお聞きしたいというのが1点です。それからもう1点は、国民の公僕として国民の生命・財産を守るという熱いメッセージが今まで述べられていないと。それをぜひ述べてもらいたいというのが2点目の意見であります。2点目は要望ということでございますので、1点目の、これまでのこの審議について当初整備局が期待していたものと現状の成果をどのように河川管理者が思っておられるのか、率直にまずお答え願って、それも踏まえて委員の間の意見交換をしたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

今のお二人のご発表の中でこれまでの経緯もお話しをいただいておりますので、それにも即して。当

初8月に基本方針ができて整備計画原案をお示しをして、そのときには我々も行政としてある一定のスケジュール目標を持っていましたので、12月中にというようなお願いもしたわけでありまして。これは実際に説明をさせていただいて、またご審議いただく中で相当無理なお願いをしてしまったことは我々も重々自覚をしております。それで今日に至っておるということです。特に最初9月には一月に5回も開いていただくということで、大変タイトなスケジュールの中で熱心にご審議をいただいたことに感謝をしております。

順々に何度か追加説明や補足説明をさせていただいて、年が明けてからは総括審議と。ダムの審議から前回と今回の総括審議というステップを踏んでいただいております。特にこの総括審議に入ってから、お一人お一人のお考えなりご意見としては十分にお聞かせをいただいているところがあると思っております。最終的には委員会として意見書をいただくことになるのかなと思っております。そして、それのご意見、またそのご意見に至る理由といいますか根拠といいますか、そういったことをよくよくまた我々として吟味をさせていただいて、どう反映していくかということをやりますけれども、その準備をするためのご意見としては、これまでも幾つか既に重要であるご意見もいただけてきていると思っております。

そういう状態で、確かに我々の説明がうまくわかりやすくできていなくて、消化不良のところもあるのかもしれませんが、おかげさまで内容のある審議をこのところ続けてきていただいているというのが率直な私の感想でございまして、できればこの議論を煮詰めていただいて、できるだけ早くに委員会としてご意見を出していただきたいというふうに考えておるところでございまして。

○宮本委員長

一応河川管理者の今の思いはそうだということでございますので、そこも踏まえまして、これから委員同士の意見交換をやりたいと思っております。先ほど一般傍聴の方々から委員同士の意見が少ないと、当てられたから何か嫌々感想を述べているだけではないかという話がありました。また、委員の発言もできるだけ手短かに、できたら1回は2分以内ぐらいにしてもらったらどうかというようなことございましたので、そういうことも踏まえてぜひ皆さん方の意見をお願いしたいと思いますけれども、今回は指名いたしませんので、どなたからでも。では、寶委員どうぞ。

○寶委員

田中委員と川上委員から概略を説明いただきましてありがとうございます。川上委員にご質問したいんですけれども。その前に、川上委員の資料は配られないんですか。今印刷中ですか。

○川上委員

きょう午前中までかかってまして印刷に回す時間がなかったんです。申しわけありません。

○竇委員

では、後ほどですか。

○川上委員

もしご必要でしたら次回ですね。

○竇委員

ああ、そうですか。何枚目か忘れたんですけど、米印で、委員会としては集会の。どう書いてありましたかね。「ただし」とおっしゃったやつですが。まあ単純な質問なんですけど、なぜ委員会がそう判断されたのかということをお教えしてほしいんですけどね。何枚目でしたか。ああ、これですか。「ただし、委員会は合意形成の手段ではないと考えた」ということなんですけど、これは何でなのでしょう。

○川上委員

流域委員会に河川管理者から住民意見の聴取・反映方法について意見を出してほしいという諮問がありまして、それについて住民参加部会というのを設けて、その中でどのように住民から本音であり、そして、たくさんの意見を効率的に聞く、そういう方法を検討した結果、やはり住民の間に立って意見を聞き出すテクニックといいますか技術のある、そしてさまざまな広い知識を持った人が間に立って、例えば、先ほどの例で言うのはちょっと悪いかもしれませんが、推進を主張する人と反対する人とを公募して、そしてファシリテータが選んで、意見を聞いたらどうかということを提案したわけです。その場はそういうふうになんか意見を聞く場でありまして、そこで合意形成を図って、そしてそれを即そのまま施策に反映すると、あるいは計画に反映すると、そういう場ではないというふうに委員会では考えたわけです。

○竇委員

一番下の文章がちょうど二通りに読めたんですよ。「委員会は合意形成の手段ではない」と、この場が合意形成の。

○川上委員

そうではないです。

○竇委員

そういう意味ではないですね。今のお話ですと、35回やったけれども、先ほど莫大なお金を使ったとおっしゃいましたけれども、それだけやったけれども、そこで聞いた意見で、その場は、そ

れぞれの場合は合意形成の手段ではないというふうにいるいろいろな難しい問題があつて、合意形成の手段としては難しいなど。

○川上委員

いや、難しい問題があつたから合意形成の場ではないというわけではないですよ。本来そういう性格のものではないということです。合意形成を本当に図ろうとするならば、それは河川管理者と住民とが合意形成を図るべきであつてですね。

○寶委員

そうするとこれは、前期あるいは前々期の委員会の皆様はそういうことで納得されたということによろしいのでしょうか。

○川上委員

この対話集会の結果は、それぞれの開催された河川管理者、事務所単位で開催されましたが、そこで取りまとめられまして、その当時は委員会にも配付されたんです。皆さんには配付されておられませんけれども、配付されております。恐らく今後これから原案を策定していかれる中で、当然そのことも参考にしつつ反映していかれるのではないかと思うんですけれども。

○宮本委員長

よろしいですか。では、ほかの方。今回、1次・2次の委員の方はもう既にずっと今まで1次・2次の委員会をやってきたわけで、それとこの第3次とでかなり趣は変わっているわけですよ。そういうことも含めて、特に新規の委員の方で、これまでのこの委員会の審議あるいは河川管理者とのやりとりでご意見がございましたら。

深町委員はどうでしょうか。

○深町委員

川上委員の「聴き置く集会」とか並べてあつたのをちょっと出していただきたいんですけれども。これですね、「聴きました集会」「聴き置く集会」。私自身、それは委員会にも当てはまるかなと。といいますのも、今回のこの委員会に至った経緯とか実際のここに参加してとかの、それは多分感じるものだと思うんですけれども、いろいろ一生懸命言ったりとか議論したものが最終的には本当に反映されるのかなというふうな、これは本当に雰囲気とかいろいろな感じてしまうことなので、論理的に説明するのは非常に難しいんですが、ずっと一貫してそういうふうな気持ちがあります。

先ほどの佐藤委員のお話ではないんですけど、この委員会なりいろんな集会在、こういう「聴きました」とか「聴き置く」とか「説得」だとかというものではないというようなはっきりとした態度を示してほしいというのがずっと。個別には非常に頑張ってもらってる河川管理者とかもいます

し、全部がそうだというふうに断定するわけではないんですけども、ずっと一貫してそういう部分を感じさせてしまうというふうなところをどう打開して、キャッチボールなり、傍聴者の方も言っていました、お互いが変わりながら合意みたいな部分を見つけていくというふうな姿勢になっていくんだらうかということはずっと思っています。

最後は、民放の特集でも部長さんが「河川管理者が判断する」ときっぱりとおっしゃっていた、そこに落ちついてしまうんだらうかというふうなところで、ちょっとでもこういうふうな議論とか、1,500あったいろんな意見とか質問が生きていくというふうなことが感じられるような部分があったら、非常に私自身もここに一人の委員として参加して今後も自分のできることをやっていくというふうな中での活力というか希望になっていくと思うんですが、その辺はいかがでしょうかということです。

○宮本委員長

はい、西野委員。

○西野委員

西野です。ちょっと今議論が散漫になっていると思うのは、住民意見の聴取の話と委員会の運営の話がごっちゃになっているんですね。住民意見の聴取の方は今発表されたということで、やはり今後は委員会をどう運営していくかという問題にもう少し焦点を絞った方がいいと思います。これまで、先ほど谷本部長さんの方からご説明がありましたように、12月まではほぼ説明を聞いてきました。この2カ月は何をやったかといいますと、環境・利水・治水ですか、それぞれ委員の中から代表2名を選んで、要するに要約をして、その方なりの論点整理をしていただいたということですね。

これから本当の審議が始まるというふうに私は理解しているんですが、今まで非常に説明が膨大で、それで我々もその説明をのみ込むのにすごく時間がかかっていたという部分もあるわけですけども、一番欠けているのは河川管理者とのキャッチボールです。今まで、先ほど会場からもありましたけど、委員の感想を言うしかなかったというのはある意味真実で、それはやっぱり論点整理がなかなかできなかった、非常に説明の資料が膨大で論点整理がなかなかできなかった。ですから今後は、残された時間がどれぐらいあるかわからないわけですけども、できるだけキャッチボールをやっていくと。こちらから質問を投げかける、それにお答えをいただくと。かなり論点を整理した形で、これについてはどうですかという形でお答えをいただく、あるいは幾つかの論点について意見交換をするというふうに、限られた時間の中ではそういうふうに進めていかざるを得ないのかなと思っています。

私個人としましては、幾つかの問題、環境・利水・治水について委員2人で説明して論点整理をしていただいたおかげで、随分時間の節約にはなったのではないかと。以前の委員会と比べると非常に効率的に運営されているのではないかというふうには思っています。だから、今後の運営をどうするかというところにもう少し議論を集中させた方がいいのではないかというふうに思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、ほかの方でご意見。

水野委員、どうぞ。

○水野委員

まさに西野委員のおっしゃるとおりだと思います。今までこれほど意見が出てきたので原案も相当改訂することができると思いますので。1回の改訂なんかでみんなが緩やかにでも納得するのは大変難しいと思います。できれば原案の改訂は2度や3度、キャッチボールの形で、こっち側からこれだけ意見を出したので今度それを受けてまた第2原案を出してもらって、ここを修正してまたこうやってということを幾度か繰り返せば、まさに本当に文章上でもキャッチボールになりますし、その記録が残ればお互いが修正し合ったと、そして、緩やかですけれどもある程度納得のできる合意点ができると思います。

このプロセスを飛ばせば、国際的にも言われているリスクコミュニケーションのプロセスを全部無視したことになってしまいますので、今まで言われた最悪のパターン、食品安全とかでも言われている、いきなり行政が決めてだめだったとか、行政不信を招いてしまうことにもまさになってしまうので、本当に緩やかな合意や納得をするためにも、第2原案、第3原案、第4原案、第7原案ぐらいまで行って、もうここで、ではこれをファイナルにしましょうというふうな形で落としていった方が、より本当の意味でのお互いに納得ができるのではないかと思います。私の意見です。

○宮本委員長

第1次・2次の委員会するときには、まさにそういうふうな、河川管理者が第1稿を出されて委員会が意見を言う、それでまたそれを踏まえて第2稿を出されてまた意見を言うということですと積み上げて基礎案まで行ったんですね。ただ、そういうことが望ましいとは思いますが、河川管理者の考え方もありますのでどうかということですが、今の意見はよくわかりました。

寶委員。

○寶委員

寶です。住民意見の反映にもう一回話を戻したいんですけども、前回ちょっと欠席して申しわけなかったんですが、そのときの資料、前回の資料の16番の資料の4ページ目にちょっと書いてお

いたのですけれども、ダム事業の継続を要望される住民の意見も当然あったわけですよね。それをどのようにとらえて、どのように処理してこれまでの意見書に反映しようとしてきたのか。それと、反映できなかったとしたら、そうした意見があるということをどういうふうに克服しようとしてきたのかというところを新規委員としてお尋ねしたいんですけれども。

○宮本委員長

それは私の方でざっと説明しますと、従来の委員会もダムについての議論をするときに、必要性だとか緊急性だとかあるいは環境に対する影響というのは当然やりましたけれども、地元の、特に水没住民の方とかその地域の方々の意向というのも十分踏まえなければならないというのは常に意見が出てました。それで、委員会が現地に赴いて直接水没住民の方々からお話を伺うということもございましたし、それから対話集会の中でそういう方々がお見えになって意見をおっしゃるというふうなことで、今までの1次・2次の委員会においてはそういうふうなことで、まさにダムの地元の方の意見をお聞きして反映させていこうというふうなことをやっていました。

それで、例えば平成19年1月30日に出しました「事業中の5ダムに関する当面実施すべき施策」というのが委員会から出ているんですけれども、この中でも個別のダムについていろいろと意見を言った中で、移転住民への配慮、それから水源地域整備の事業についての推進というか、それは必ずきちっと誠意を持ってやってほしいということを意見書の中で入れてます。そういうことですから、地元の方の非常におつらいお気持ちだとか今までのいろんなご苦勞に対して、とにかく委員会としてもそこはぜひ我々が悩まなければならないということで、今までの意見書においてはそういうふうなことを含めてきたというふうに私は理解してます。

旧委員の方で何か補足がありましたら。千代延さん、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。地元の方の意見、特に移転を余儀なくされた方の意見は何度もお聞きしております。私は委員個人としてどういう考えを持っているかといいますと、そういった方の訴えとか意見を、これはまず聞いて一応こちらは理解しなければならないと。しかし、委員は私個人ですから、そうした意見を伺って理解した上で、それを私なりに消化して私の意見として言うというふうに考えております。ずっとそれできました。ですから、地元の意見を委員会として取りまとめて何か言う、そういうことは委員会の役割でもないと思っております。

○川上委員

第1次流域委員会では、流域委員会自体が住民の方から意見を聞かせていただくという催しを、何回やりましたね、各地で開催したことがあります。それは対話集会とは別にですね。それは流域

委員会の委員が自分の中に意見を形成するために意見を聞かせていただくということでやったわけです。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○綾委員

住民意見でもこの委員会の意見でも同じことなんですけれども、賛成の方もあれば反対の方もあるわけですよね。最終的に、私は工学の人間だからはっきり分けてしまっってはっきり物を言い過ぎるかもわかりませんが、受け入れられるものと受け入れられないものというのはやっぱりあるわけで、そこについては受け入れられなかったからといって、住民意見を聞かなかったというようなことではないと思います。それは現実問題としてしょうがない話ですよね。どちらかということで、みんながそれに納得するわけではないですから。

言った意見をどういうぐあいに受け入れるかという話とは別にして、今まで河川管理者なり流域委員会なりは、それなりのやり方で、いろんな方法はありましたけれども、意見を聞く努力はこれまでになかったぐらいいっぱいやってきたということは事実だと思いますので、その点は。質問に対しても、まともに答えていただかなかったとかいろんな評価が川上委員からもありましたけれども、忙しい中一生懸命やってこられたところも評価してあげていいと思います。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○寶委員

寶です。これからまた意見書なり意見集なりをつくるのだと思うんですけれども、そういう方々の意見を単に、単にというと語弊がありますが、「聴き置く集会」におさめてしまわないという観点からは、その意見書の本体にこういう意見もあったということは。今回24人ですけど、24人が全く同じ方向を向くというのは難しいと思うんです。だから、各住民の意見が、その意見書で河川管理者に届かないといかんわけですね。だから、届くようにする努力もやっぱりしないといけないのではないかと思うんですが。

○宮本委員長

意見書をどういう格好で出すか、中身についてどうするかという議論は、きょうの一番最後の議論としてやりたいと思いますのでお願いいたします。きょう欠席の岡田委員から、今までの河川管理者と委員会とのやりとりについての感想というのが来ていますので、それをご紹介したいと思います。

庶務、これは配ってないんですね。発表してもいいんですね。「以下の点で河川管理者のこれまでの応答は肝心なところである種のぼかしやずらしを繰り返しており、それが、温度差はあるものの、各委員に対しても共通にコミュニケーションが円滑に進まないいだちを引き起こしている」と考える。つまり、論点があまりかみ合っていないという感が否めない」というのが岡田委員からのこれまでの審議の感想でいただいております。

田中委員の最後のキャッチフレーズとして、キャッチボールが非常に大事なんだと。これは初めの委員会をやったときからずっとそれを言ってきたわけですよ。なぜキャッチボールをしないといけないか、しようと言ったのは、キャッチボールをすればお互いに理解が深まると、そして信頼感が高まっていくと、だからキャッチボールしていこうということをやっていくつもりだったんですけれども、その点において、この第3次の委員会は十分なキャッチボールができて、そのことによって理解が深まって、そして河川管理者との間で、あるいは住民の皆さん方との間で信頼感が高まったかという点は、私は率直に言って、キャッチボールというかやりとりをすればするほど理解ができなくなって不信感が高まってきたというふうに思うんですね。これは率直に言って。ですから、これは決してキャッチボールできてないと。

私は、去年の年末ぐらいでしたか、ある河川管理者の人から言われました。「宮本さん、この今の状態というのは宮本さんがいつも言ってるキャッチボールですか」と。私は「今の状態はキャッチボールに全然なっていない」というふうに申し上げました。なぜこのキャッチボールができないんだ。なぜやりとりをしていって理解が深まって信頼感が高まっていかないのか。これについて皆さん方何か。「いや、高まってきたよ」と言う方もおられると思いますし、「いやいや、それはそう思う。高まってない。それはこういうことだからそうじゃないか」という意見もあろうかと思いません。委員の方、何かご意見ございましたらお願いいたします。

山下委員、どうでしょうか。

○山下委員

私は3次から新しく加わった人間ですから、今の問いについてはむしろコメントできない。というのは、3次の委員会になってキャッチボールがうまくできないわけではないからです。つまり、第1次、第2次の委員会が、これはどちらが悪いかという話ではなくて、はっきり言ってキャッチボールすることに最終的に失敗した状態ができた。それで半分委員がかわってという状態になっているわけですから。それについてどうこう言われても困る。

○宮本委員長

わかりました。そこは、1次、2次においてキャッチボールを失敗したからこないったんだと

いう意見なんです。

○山下委員

ううん、違う違う。1次、2次がキャッチボールをしようとしてきたのはわかる。けれども、それは途中でうまくいかなくなっていたというわけでしょう。私はそう見てますけど。

○宮本委員長

まあ、私は何も言いませんので、1次、2次の委員、何かありましたら言ってください。ないですか。

○山下委員

ちょっとよろしいですか、もうちょっとだけ。でも、結果的に、原因がどうこうという話ではなくて、2次の委員会がああいう形で終わったわけでしょう。だからそこですよ。そこを引き継いで3次ができてきているんだからというところは押さえておく必要があるなということですよ。

○千代延委員

千代延です。今の話、ちょっと否定をしようと思ったんですけど、ちょっと後追加されたことがわかりにくいんですが。

私は2次からです、入れていただいたのは。この段階ではやっぱりキャッチボールはうまくいったと思うんですが、なぜこの3次になってうまくいかないか。そこに大きな期間の休止ということがありまして、私自身、正直申しまして、これは河川管理者が何をもくろんでいらっしゃるのかという不信感を非常に持ちました。しかし、そんなことをいつまで言っても仕方がないですから、今度はまともにやろうとしていた矢先、こんなに短期間でまじめにやってちゃんと出せと言われるのはそれこそ無理強いだと思いました。できないことを、まあできないと言うと能力がないと言われるかもしれませんが、ほとんど不可能なことを突きつけられて、それも前からの延長のものとは大幅に変わったものを突きつけられて、それでどうかという、そこですね。

不信感という言葉はあんまり使いたくないんです。感情的なことはね。そういう事実、大きな休止があったこと、それから出てきたものがそれまでの、具体的には基礎案とか、それから5ダムの方針、そういったものと余りにギャップがあるので2次までのことを受け継いだ者としては、3次がスムーズにいったのではないかと。これは全部は当たってないかもしれませんが、私はそういうふうに思います。

○宮本委員長

水山委員、どうぞ。

○水山委員

水山です。私の理解は、1次、2次は整備の基本方針もなく、整備計画の原案もなく、みんなでいかにこの淀川流域でいい川をつくろうかと話し合ってたので、したがってキャッチボールはある程度ありますし、河川管理者側もある程度夢のある話を、まあ守らないといけないところはあるかもしれませんが、5ダムのああいう提言が出るぐらいのところでした。

ところが、今回、私は逆に整備計画案もないのに何で委員会をやるんだとずっと思ってたんです。それで、今回やっと原案が出てきた。だから、向こう側には守るべきものがあるわけで、キャッチボールしたらこれがたがたになるわけですよ。だから、逆に言うと、キャッチボールをして整備計画案をつくる場では委員会はなく、この原案に対して委員会が学識経験者、こういうメンバーとして意見書を出せばいいわけで、多分かなりここはぶつかると思うんです。だからキャッチボールがないわけです。だから、12月で答えをくれというのもそういうことなんです。キャッチボールする気はないわけです。だから、我々は、それに対してだめと思う人は「だめ、だめ」で、それに対して「いや、ここはいいんじゃないの」と思う人は、少数意見か何か知りませんがもうそれしかないんじゃないですかね。私はずっとそう思っているんですけど。

○宮本委員長

非常にわかりやすい説明で、結局、結論を変えないという話になったら、これは幾ら意見交換してもキャッチボールにならないんですよ。さっきの、みんなが変わっていった中で合意形成していこうと言っているのに、結論は変えませんということであればキャッチボールにならないと。まさに今水山さんがおっしゃった、守るべきものができてしまったからもうキャッチボールができなくなったということですよ。

寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。前期までのことを知りませんが、キャッチボールという意味もちょっとわからないところがあるんですけど、やりとりは十分やっているんじゃないですか。やりとりはやっていると思いますよ。だから、キャッチボールはできてないとおっしゃる方がどういう意味でできてないと思われるのかがお聞きしたいですね。十分やっているじゃないですか、1,500も質問があつて、ちゃんと一応答えているんですからね。だから、何をもちょうキャッチボールができてないと言うのか。

○宮本委員長

だから、質問の応答とか、やりとりはやりました。だけど、今言ったように、それをやればやるほど理解が深まって、そして信頼関係が出てくるというものになったかどうかというところが私は

問題だと思っておりますけれども。

本多委員、どうぞ。

○本多委員

本多です。確かに1期、2期のときはまさに何も無いところからつくりましたので水山委員がおっしゃるようにキャッチボールというのは有効に働いたし、河川管理者自身も夢を持っておられたようで、委員としてここにいるだけでも河川管理者の皆さんが「これはどうや、あれはどうや」という、水面下でも個人のそういう質疑もすごく活発に行われるぐらい、質問を逆にぶつけられたりとありました。何か河川管理者にすごい意欲を感じた時期がありました。今は、基本方針ができたからかもしれませんが、確かに何か、本来なら変っていいもの変わらない、もう絶対固定されているというように見えます。

そこで肝心なことは、今キャッチボールということをおっしゃいましたけれど、もう1つ川上さんが重要なことをおっしゃったのは、一体だれのための河川整備なんだということが重要になってくるだろうと。そして、それはもう絶対変わらないものであるとするなら、やっぱりそれがだれのために本当に必要なものなのかということをもう一遍考え直してみないとだめなのかなというふうな気がするんですね。

以前はダムをつくる・つくらないというような人たちが集まって住民対話集会をしたり、サッカーとかしたいという人と「いや、そもそも川の利用らしいものにしたい」という人たちが集まって議論しましたけれども、今はひよっとしたら、キャッチボールになるかならないかは別として、「委員会是这样子思っている。でも河川管理者はそうじゃない」と言うのであれば、それをはっきり住民の皆さんに選択肢として見えるようにする必要があります。確かにこの委員会にはたくさん傍聴者が来られてますけれども、でもすべての流域の皆さんのところへ我々が赴いて行って、住民の皆さんにそういう選択肢を与えているということではないと思うんですね。

それを住民の皆さんにはっきり「こういう意見の相違が今あるんです」ということを理解していただいた上で、やはり判断されるのはもう住民ではないのかと。それを河川管理者は本当に聞くのか聞かないのかということになるのではないかなと私は思います。

○宮本委員長

西野委員、どうぞ。

○西野委員

やっぱり論点を、今、皆さん議論している頭の中にはダムしかないんですよ。だけど、原案の中には今までキャッチボールしてすごくいいものもいっぱい入ってて、そのダムの部分ですね。一

一番大きなのはダムだと思うんですけど、それは今までの委員会の意見と河川管理者が出してこられたものに食い違いがあるわけですね。しかし、そのほかにもいっぱいいろんなことを議論して、例えば琵琶湖の水位の試行操作というのはこの流域委員会があったからこそ始まったわけだし、それからその試行操作が現在も続いていて、その結果というのが翌年の試行操作にまた反映されているわけですね。それはこの委員会があったからこそできたわけだし、それからそれは河川管理者とのキャッチボールがあったからこそ今も続いているわけですね。

ですから、私も思うんですけども、確かにこの原案が出てきたことで今までのキャッチボールというのがしにくくなっているというのは事実ですけども、説明が不十分で納得できないところというのはきちんと正すべきだと思うし、それでも判断されるのが河川管理者であれば「ここはおかしい」「もしこうするのであればこうすべきである」というような意見の言い方というものもあるわけですね。それから、今問題になっている、争点になっているところ以外でも合意してできる部分というのはたくさんあるわけで、そういうところは進めていったらいいわけで、やっぱり是々非々ですよ。是々非々でやっていけばいいということだと思います。

○宮本委員長

先ほどから、水山委員もそうですし、西野委員もそうですけれども、この原案が出てきたからかえってキャッチボールがしにくくなったということなんですけど、私は原案が出てきても、それはまさにたたき台ですから、十分キャッチボールをしてその原案の中身を見直す、そして修正する、それが逆に言えばこの流域委員会の「学識経験者の意見を聴く」というプロセスのアウトプットだと私は思うんですけども。

この原案は、いつでしたか、河川部長は我々の意見を聞いて見直しますと。中身についてですね。ということをおっしゃいましたよね。今、この中の議論では、もうこの原案がこちこちだから、もう変える気がないから何を言ったってキャッチボールできないのではないかという意見があるんですけども、再度河川管理者としてこの原案をこの流域委員会の意見を踏まえて見直すのか、それともまるでもう一文たりとも変えないのか、その辺についてちょっとお願いいたします、表明を。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

一番最初に原案をお示したときにお話をしたと思うんですけども、河川法の手続で、整備計画の案をつくる段階で学識者・住民・自治体の長の意見を聴くとなっているわけですね。「その意見を聴くために準備したものが原案です」と言ってますから、原案がどんな意見が出てきても何も変わらず案になってしまうと言うんだったら、意見を聞く意味はないわけです。そういう意味で皆さんの意見を聴かせていただくと申し上げた。ただ、これはどうでもええ、言ってもらってからが

ちやがちやに変えようと思っっているわけではなくて、今少なくとも我々としてはこれが一番いいと思うものを出してと、そういう説明もさせていただいている。それについて、先ほどもちょっと言いましたけれども、「うん、ここの部分はそれでいい」とか「ここの部分はこう変えるべきだ」とか、あるいは「ここの部分はやるにしても、こういう工夫をすべきだ」とかというご意見は当然出てくる。それは、学識者ですからそれぞれ専門の分野があって、専門家から見たら「ここがこう心配だから」ということが当然あるわけですね。だから、イエスカノーかじゃなくて、「こういう心配があるから」とかいうことをご意見としていただければ、それをどう反映するかということは我々また検討できるというふうに考えてます。

○宮本委員長

それは結論ありきではなしに、この流域委員会の意見を踏まえて河川管理者は対応されるということによろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

流域委員会、いわゆる学識者と住民。それで、住民も、きょう持ってきたのは何もきょう初めて持ってきたのではなくて、去年から出しているものを再度お持ちしているわけですが、これはまだ中間報告ですけど、今詳しく分析をさせていただいています。意見も延べにすると4,000ぐらいあるんですけど、これはアンケートをさせてもらったものもあれば説明会でいただいた意見もあるし、はがきでいただいたものもあってそれぞれ性格が違うので、そういう手法ごとに、あるいは地域ごとにどういう意見をいただいているかの分析もしてます。これもまとめて、その住民意見についても我々よく考えて反映させないかんし、学識者のここの意見もそうだし、また市町村長さんあるいは知事さんからもご意見をいただいていますから、それを全部含めて判断をするということです。

○宮本委員長

意見は枝葉のところだけではなくに根本的なところの意見についても対応されると。ただ、さっき深町委員もおっしゃったけれども、それが今までのやりとりで皆さん方が感じられないから、幾ら言ったって、これはなかなか通じてないんじゃないかと。もう答えがあるので、それでもう壁にぶつかっているだけだという感じが実はあるんですね。それがみんなのいら立ちとしてあるんですね。だから、それはそうではないということだというふうに私は理解いたしましたので。

寶委員、どうぞ。

○寶委員

我々の意見で原案の文言とか構想が変わるのは当然だと思いますよ。聞かれるまでもなくね。だ

から、さっき、私、節水型社会なんていう概念はもう古いと言いましたけれども、それについてやっぱりここで議論していただいて「なるほど、そうだ」と思っていたらいいのならそういう文言だって直してほしいと僕は思ってます。今でもね。

それよりも委員の中でのキャッチボールができてませんよ。宮本さんのおっしゃることが僕は理解できてないんです。だから、やっぱり委員の中でもキャッチボールしないとね。我々の意見を先方に、河川管理者にぶつけるにしたって、やっぱりもっとこっちがやらないとだめだと思います。

○宮本委員長

うん、当然ですよ。だから、私、前から言ってますように、十分この委員会が審議してきたとは一切思ってません。今までは河川管理者が出してきた原案について、どちらかといえば、河川管理者と委員の間で「わからない」あるいは「教えてくれ」ということをずっとやってきた。そして、前回、この前も基本的には、総括審議と言いながらも、出てきた説明に対する我々なりの頭の整理をしようということでやってきましたので、今委員がおっしゃったみたいに、この委員会の中で、先ほど傍聴者の方からありましたけれども、お互いの委員同士のキャッチボール、これは全くできません。それはもう私も十分理解してます。

山下委員、どうぞ。

○山下委員

河川管理者に対して修正、変更等云々という、一般論で聞いても多分そういう答えしか出てこないだろうと思うんですよ。ただ、これまでの議論の中で気になっているのは、基本的な考え方のところではキャッチボールというか、要するにコミュニケーションが全然できない。もうこれは、私は、個人的な意見としては、もうあきらめた方がいいかなと思っているところがあります。

というのは、それこそ壁に向かってしゃべっているようなところがあって、壁に向かって何度同じことをしゃべってももうしょうがないのと違うかというのが1つです。2つ目が、「では、委員会の委員の間でその基本的な考え方ということについて、共通理解というか、一致ができていますか」と言うと、それは必ずしもまだない。だから、もし議論をするとするのであれば、河川管理者に対してよりは、基本的な考え方、治水にしたって利水にしたってそうなんです、そこら辺を委員同士の間で深めるということの方が生産的かなという意識を持っています。

○宮本委員長

根本的なところで、例えば治水についての考え方が180度変わっている、水需要については理念はいいけれども具体的な施策ができていない、まさに根本的な議論なんですよ。それについては山下さんはもう何ぼ言っても壁に言うだけだからあきらめましょうという意見なんですけれども、

今私が河川部長に聞いたところによると根本的なそういう論点についても意見が出てくれば対応しますということをおっしゃっているんですから、これは、ここであきらめると、何しているかわかりませんよ。

○山下委員

いや、一般論としてはそうなんだけれども、「では、例えばこういうことで」とぶつけてこれまで全然だめだったということはやっぱり押さえておく必要があるし。まあ、確かに河川管理者としてそういうふうに聞かれたらそういうふうに答えるだろうけど、「それだから」というのはちょっと違うと思う。

○宮本委員長

どうぞ。

○川上委員

河川法改正の国会の審議の中で「河川整備基本方針と河川整備計画とが余りにも大きくずれるようなことがあったときはどうするんですか」という質問に対して、当時の尾田河川局長は「余りにも地域の実情と河川方針とが合わない場合は河川整備方針を変更することもあります」という答弁をされているんですよね。だから、根本的な問題についても答えられないことはないわけです。

○山下委員

ちょっとよろしいか。変えられないことはないんだろうけれども、そもそも河川管理者とその点についてコミュニケーションがもうできない状況になっていると私は思っているわけです。だから、もう。

○宮本委員長

おっしゃりたいことはよくわかります。だから、逆にコミュニケーションができなくなるというようなことは非常に、我々だけではなしに、まさに琵琶湖・淀川にとって不幸なことなんですから、いかにそのコミュニケーションができるような状態にしてやるかということを我々としては考えないと、「もうあきません」ではね。これは我々だけの責任にじゃなしに、本当にもう琵琶湖・淀川の河川も湖もそうだし、そこに住んでいる住民の方々に対して責任があるわけですよ。ですから、そこを何とかコミュニケーションできて、本当の意味のキャッチボールができるような状態にしていくにはどうするかということをやすべきやと思うんですけどね。

○山下委員

いや、おっしゃることはそれでいいんですけれどもね。でも、問題はそのコミュニケーションができないのはどうしてなんだというところを考えなければ。

○宮本委員長

だから、その原因は何なのかというところをきちっと押さえた上でその原因を除去しつつやるといふことしかないんじゃないですか。それはできませんかもしれませんよ。まあ、おっしゃることはわかります。私もそういう気持ちは山々ありますけれども、まあ、そう言わずにもう少し。

どうぞ。

○田中委員

原案が出てくる前と原案が出た後の議論、これは河川法でちゃんと制約されているわけなので、さっき河川部長がおっしゃったように、学識を有する者の意見聴取と。これについては単に聴取するだけではなくて反映も当然ついてくる問題です。まあ時間の制約も確かにありました。何か投げても、もうボールを持っている時間も考える時間もなくてすぐ返してしまうと。それは中央の基本方針からずれるキャッチボールはできないとも考えられます。それが委員会からの質問に対してしっかりした答弁がなされなかったと思われまます。だから、今の河川法の第3項の規定によって原案に対する有識者の意見聴取の反映をするという段階は今からあるわけなんですから、これは山下委員が言われたようにそう悲観的にならなくても、委員会として意見を出せばいいわけなんです。もちろん管理者側に裁量権はあるわけですが、委員会側としては十分な努力をして、もう続けてボールを投げてもいいから、返ってこない覚悟で投げていくという姿勢も委員会に必要ではないかと。

○宮本委員長

ボールは返ってこないと困るんですね。そういうボールを投げたいと思います。この議論はきょうの一番最後にやります今後のこの委員会の進め方に絡みますので、一たんここでこの議論は終わらせてもらいます。後で一番最後にもう一回やりたいと思います。

3) その他

○宮本委員長

それでは、あと「その他」ということで、1つ目、今まで4つの論点を出しましたけれども、その他の論点ということで、河川利用とか維持管理等、その辺について、特にこの原案について、今までのこの原案の中身について物申したいというご意見がありましたら、あんまりないかもしれませんが、ございますか。

はい、どうぞ。

○川上委員

河川利用に関しましては「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を基本とするとい

う考え方に基づいて、これまでの流域委員会の考え方も反映していただいて非常に適切な内容になっていると思います。それで、河川保全利用委員会というのが淀川、桂川、木津川下流、琵琶湖にもつくられてまして、その中には学識者も入っているし、住民も入っているしということで非常に開かれた形で河川の保全と利用というものが議論されて意見を聞かれているということで、私は今の「利用」の内容を支持いたします。

○宮本委員長

特に意見なしということですね。

これも途中で退席されました佐藤委員から一言意見をもらってます。「地域・まちづくり・都市計画の専門の委員として意見を申し上げたい。下流域の大阪で御堂筋ほかで水の道を提言しているが、大都会のヒートアイランド対策、せせらぎによる親水性に効果があると思っている。しかし、最も大きな効果は琵琶湖・淀川水系の恩恵を知り、感謝の気持ちを下流域が持つことだと思っている。淀川から御堂筋へ水を引くという社会実験を行ってもらいたい」と。特に、舟運といいますか、大阪市内との淀川を結ぶ舟運についてぜひ検討してほしいというのが佐藤委員の残されていたメッセージであります。

○川上委員

ちょっと追加意見で。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○川上委員

「利用」の中の「舟運」につきましては特に環境配慮というのを重視しながら進めてほしいということ。原案の78ページに書かれている「上下流連携」につきましては水源地域の活性化について「ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施する。」ということなんですが、上下流連携という大きなテーマにしては内容がちょっと貧しいと思うんです。もう少し、それこそ森林の保全に対する上下流連携とかあってもいいのではないかと思うんです。それから、もちろん先ほど来議論してきた利水の問題についても、下流で水を使っている人たちが上流に対して何らかの理解や支援、そういうふうなものが行われるような、何かもう少し盛り込むべきものがあるのではないかというふうに感じています。

○宮本委員長

どうぞ。

○池野委員

池野です。少し毛色は違いますけれども、その他ということ。

この整備計画というのは事業計画でもあるので、1つは10年単位の整備手順ですね。何をやるかという答えが出たら、それを示すべきだろうと思います。それは資料という形でもよいでしょう。もう1点、今の事業規模が8,800億円。まあ、これが妥当なのかどうか。こういう議論が委員会でできるのかどうかちょっとわかりませんが、全国のパイが減っていることは事実なんですけれども、このごろ淀川への投資が減ってきていることも事実ですね。

円山川で言うと、災害があったんでしょうけれども、5年で激特ということで600億円か650億円ぐらいの投資をしている。そういう中で、維持管理費の3,000億円を含んだ8,800億円というのがいいのかどうか。

例えば猪名川で言いますと、基本方針では淀川本川と同じの200分の1という安全度。さりながら、この整備計画では戦後最大ということで、淀川下流と少し差がつけられている。流域の状況を見ると、被害の状況、人口の集積、財産を考えると、猪名川に対して戦後最大でいいのか。戦後最大なら河川整備なんだろうけれども、幸い余野川ダムという用地も確保した、あるいは環境上も極めて影響の少ないダムがある。規模としてあと300億円ほど拡大すれば余野川ダムが出来上がる。そういう議論をやはりしたいという気はいたしております。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、今の利用、維持管理についてはまだあろうかと思えますけれども、とりあえず大きな論点という意味では特段ということは一応ないということで次に進めたいと思います。

「その他」の2つ目です。前回の流域委員会で宿題になってました、堤防の設計指針がなぜ平成14年に削除されたかということの説明と、越水対策事業についてどのような内容で事業費を幾らで進めるのかということについて河川管理者からご説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。お手元に先ほどちょっとおくれて配布させていただきました審議参考資料4、「河川整備の優先性に関する考え方」という表裏で6ページにわたる資料に沿ってご説明したいと思います。

○宮本委員長

ちょっとすいません。越水対策が必要だとか、どっちが優先とかいうことを聞いているんじゃないし、どうして平成14年に設計指針が削除されたかという理由と、そして具体的に越水対策をどの

ようにしてどれぐらいの事業費でやるのかと、この2点ですから、越水対策が先だとか掘削が先だとか、そんなことをお聞きしているのではないですから的確にお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、わかりました。

その資料の6ページ、一番後ろですけれども、これでもう簡潔にまとめています。越水しても破堤しにくい堤防ということでフロンティア堤防というものを、これは全国4河川で試験的な施工を実施してきました。ただ、実際に越水が発生したということは今のところございません。今後そういうことがあったときにはその越水の機能の評価をしていくというところで今もそういう分析データの収集に取り組んでいる、これが全国的な状況です。

それが平成10年度から始まっているフロンティア堤防でございますけれども、そのような状況の中で平成12年6月にこの前ご指摘がありました河川堤防の設計指針（第3稿）というものが出ました。これはちょうどその図の左下の平成9年度のこの試験施工をやっている途中に出したものでございますけれども、この途中で堤防設計に関して見当途中のものも含めて暫定的に取りまとめて、業務において試行的に活用できるようにということで通知したものです。しかし、その越水堤防、これについては、ここの「現在」というところを見ていただきたいのですけれども、条件が様でない、そういった一連区間の堤防の中で越水に耐え得る一定の機能を確保するための技術が確立されていないということで、最終的には基準として、通達として発表された堤防設計指針では記載していない。これが第3稿というものを廃止して現在の堤防設計指針になっている理由でございます。

それから、もう1つの課題といたしましてどれだけの事業費を積んでいるかということでございますが、技術が確立してないということで、ただ、我々、越水に対して何にもしないというわけではなくて、今でも技術開発とか実験も進めているわけで、できるだけこういうふうなことを目指していくという方向には変わらないわけでございますし、これまでもご説明してきたところです。それで、今原案の中には計画高水位以下の通常の流水の作用に対して安全にするためということで浸透・侵食に対する対策、補強工事をするということで、それを最優先でやりたいと。特に、淀川の本川においては5年間で完了させたいということで申し上げているわけでございます。その他の河川につきましてもこの整備計画期間中には堤防の浸透・侵食に対する補強を実施したいというふうに考えております。

それで、この対策のときに必要な堤防天端の舗装だとか。

○宮本委員長

ちょっとすいません、井上調査官、もういいです。浸透・侵食の対策費を言われているわけでし

よう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

いえ、違います。その中であわせて。

○宮本委員長

いや、ですから。

○竇委員

井上さんは天端の話をし出しているのではないの。天端のことを言おうとしているじゃないの。聞きなさいよ、委員長。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。別にあなたが今言う必要ないじゃないですか。今、私と井上調査官がやっているんですから。

○竇委員

だって、天端の話をし出している。

○宮本委員長

ですから、天端については天端の舗装をするというだけのことなんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

天端の舗装であるとかドレーンであるとか、裏のりに対しても対策をする、その事業費が760億円のうち約200億円、これで今後この対策をやっていく、そして今後さらなる工夫もしていきたいということです。

○宮本委員長

わかりました。今の、要するに平成14年に設計指針が切れましたと。削除しましたと。その理由は、今まで繰り返しおっしゃってきた、技術的な機能を担保することができない、保証することができないという理由ですよね。それから、越水対策は天端とドレーン対策をしますと。これはもうずっと今まで言葉で言ってこられたこととまるっきり、新しいことは何も出てないですね、今までの回答と。これだけですか、河川部長。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

そうです。

○宮本委員長

わかりました。それでは、もう結構です。だからキャッチボールができないと言っているんですよ。前回あれだけ議論をして、みんなが越水対策については盛り込むべきだということをだれも異

論なしに言ったんですよ、寶委員はおられなかったけれども。それで、「それについてきちっとした回答を今はできませんから、次回出します」ということをおっしゃったけれども、今のこの回答は今までも文書で出されてきた、まさに何の意味もない、そういう回答ですよ。だからキャッチボールができないと言っているんですよ。

どうぞ。

○寶委員

まあ、内容はともかくとして、これから天端のことを言おうとしておられて、「さあ、どう言うのかな」と僕は聞こうとしてたのにもう委員長が遮って聞こえなかったわけですよ。だからちゃんと聞いてくださいよ、それは。いら立たずにね。

○宮本委員長

それは私が失礼でした。ただし、私は前回も言いましたけど、これは流域住民の命にかかわることだからいいかげんなことはできないんだと。だから誠心誠意答えてくださいと言ったにもかかわらず今の答えですから、だから。そら、私はいらちなんですぐに「もうそんな説明だったら要らない」と言ってしまっただけけれども。まあそのお気持ちは、非常に私としてはそこは申しわけないと思います。わかりました。

どうぞ。

○水山委員

水山です。私、直接かかわっているわけではないのですが、この中に越水しても破堤しにくいようにしようという研究が書いてあるんですけど、ふつぶつ切れてまして継続性がないんですね。50年代にかなり密にやっておって、その延長でどこまで行くのかなと思ったら人が変わったこともあって切れました。

最近になってまた「難越水堤防の研究をするんだ」と土木研究所は言っておるわけですけど、この間20年近く飛んでいるんです。その間に何があったと言うと、堤防の中身を知りたいというのがあって内部構造の探査というのが大分やられているんですね。電探だとか、最初は地下レーダーみたいなやつで簡単にわかるんじゃないかみたいのところから始まるんですけど、結局うまくいかなくて、その辺が多分ネックになっているのではないのでしょうか。そこであきらめてしまうのはまずくて、もっと継続性を持って粘り強くやらないかんかったんです。それを河川管理者に言えと言ってももう一つよくわかってないかもしれないですね。

○宮本委員長

うん、結構です。これについては大変重要な問題ですから、これは必ずこの委員会の中で私は取

り上げてやります。きょうの時点では今まで繰り返し繰り返し質問した同じ答えしか返ってきていない。全く私は納得してません、これについては。ということだけ申し上げたいと思います。

それでは、きょうの最後の議論ですけれども、今後の進め方について皆さん方に意見をお聞きしたいと思います。

総括審議ということで2回行いました。それで、きょうは一応その他ということも含めてやったわけですけれども、先ほど寶委員からもございましたけれども、そしてまたほかの委員の方も思われていると思いますけれども、この審議はまるっきり不十分です。例えば今の越水対策の話、それから環境のことによる、治水・利水の根本的な考え方の転換、そしてきょうの水需要管理。理念的には「なるほど」ということがあるんだけど、具体的な原案に盛り込まれている施策を一つ一つ点検していったときにどうなるんだと。そして、我々としてはどういうことを提案しないかのかということに関してはまるっきり議論されていませんし、非常に不十分だと思っています。

ただし、この原案について、今の越水対策にしてもそうです。それから、水需要管理は、理念的なことは言っているけれども、結局は川上ダムの利水を進めるというようなことも含めて、先ほど山下委員が、幾ら言っても壁に言っているような感じで、結局のところ今の時点では根本的なところを変えようとされないのではないですかという話がありました。そういうことも含めて、なおかつ河川管理者は12月までに意見を出してくれということをおっしゃってきました。

ということで、十分な議論を何もしていないんだけど、今この河川管理者が出されてきた原案、去年の8月に出されてきた原案について我々が今まで説明を受けてきました。その説明を受けて、非常に不十分な審議ではあるけれども、今この時点でこの委員会として言えることを意見として出したいというふうに私は今個人的には思っています。これについて皆さん方どうでしょうかということです。

先ほど西野委員はこれから本格的な議論だとおっしゃいました。私も本当はそうしたいんです。しかし、本格的な議論が本当にこの状態でできるのかと。私は、その一つが一番大きな原因は近畿地整が非常にこの委員会と例えばほかのところとの板挟みになっておられて、これ以上この状況が続けても実りある審議が、本当の意味のキャッチボールができないのではないかとこのように思っています。

そういう意味において、一たんここで今まで聞いた説明を踏まえてのこの流域委員会としての意見を河川管理者に投げたい。それは、先ほど水野委員がおっしゃった、第1次の意見になるかもしれませんが。しかし、この状態を続けているよりは、それなりの今の意見として、我々としては今の時点での意見を出すということを皆さん方に提案いたしますけれども、いかがでしょうか。

はい。

○川上委員

私は、委員長の意見にちょっと賛成することはできません。むしろ先ほどの水野委員のご提案に賛成したいと思います。それは、まず今までの議論を踏まえて河川管理者の方から、第2原案といえますか、原案の修正案といえますか、それを出していただいて一度審議する必要があると思います。

○宮本委員長

おっしゃることは、「第2原案を出してもらいたい」ということを言うためにも「こういう観点で見直してほしい」ということを言う必要があるじゃないですか。私の言っている今の時点での我々の意見というのはそういうことの意味も含めての意見ですので、今我々は何もアクションというか意思表示せずに河川管理者に「何か知らんけど書いてくれ」と言っても、それは変えられないわけですよ。

どうぞ。

○田中委員

委員長、その意味は、意見書のキャッチボールということですか。まず最初にこちらから出して。

○宮本委員長

少なくとも、今の時点でのこの委員会としての意見を出すべきだというふうに私は思っています。

○田中委員

それに対して、管理者がきちっとしたまた意見を出してくるという想定をするわけですね。

○宮本委員長

いずれにしてもそれはわかりません。想定でわかりませんが、少なくともこの状態では、私はなかなか理解を深めていくようなことができないのではないかなというふうに思っています。

○寶委員

寶です。委員会としての意見というのは、到底不可能だと思いますね。ですから、私はそれに反対です。したがって、もし宮本委員個人が出されるのなら、24人から選ばれた、互選された委員長ではあるけれども、24分の1の一員としてご意見を出されるのは私は結構だと思います。

○宮本委員長

わかりました。ほかの方はどうでしょうか。

○水山委員

水山です。委員長が主になるでしょうけれども、その意見書を書かれて、それにちょっと違う意

見、少数意見を併記で意見書として出すということなら賛成です。

○宮本委員長

それは、私は意見書のたたき台というのは当然出さないといかんとおもいますがけれども、それを今度は委員会として、そういう意見書の中身でいいのか、あるいは少数意見をつけるか、それは当然これからの委員会の中で議論すべきことだと思っています。私は何か勝手に書いて、これが意見ですよというわけでは当然ありません。

○寶委員

寶です。少数意見かどうかということは、やっぱり審議しないとわからないわけで。だから、24分の1のそれぞれ重みがあるわけですから、そういう重みをちゃんと考えて出す。ただし、僕はまとまるとは思わないので、委員会としての意見が出せるはずがないと。それは、委員長が示されて、それでディスカッションして、これならいいとみんなが思うなら出せるかもしれませんが、次回に出すとか、そういう話ではないんでしょう。いつ出すんですか。

○宮本委員長

ちょっと待ってください、山下委員どうぞ。

○山下委員

ちょっと議論を整理しておいた方がいいと思うのですが。この段階で委員会として意見をまとめる、まとめて出すということについてのどうかというのをまずやった方がいいと思うんです。その上で、それが委員会として委員全員一致のものになるか、少数意見というか、幾つかの意見を併記したものになるか、あるいは委員会としてではなくて、委員の意見のいわば束ねたものみたいになるかというのは、それはその次の話としてやった方がいいと思う。出すかどうか、この段階でそういう意見を出すということについての意見をいただいた方がいいと思います。

○宮本委員長

ですから、これから今までの議論を踏まえて、まさに本格的に一つ一つの論点についてじっくりと本格的に議論を続けていくというのが、先ほど、したいというのが西野委員の意見でした。それは1つの案です。私が提案したのは、それをするにしても、今の時点でこの委員会として何か共通して言えることがあるのであれば、それは河川管理者に言った方が、私は、河川管理者の対応もしやすくなるのではないかなという意味で、決してそこで意見を出しておしまいですよというつもりではございません。ということは今言っています。

○川上委員

川上です。私は段階的にやるのが大事なのではないかと思うんです。淀川水系流域委員会では、

伝統的に「淀川モデル」と言われていますけれども、委員がみずから意見を執筆するというをやってきたんですね。ですから、簡単でも結構ですから、とにかく委員の皆さんから意見を出していただいて、それを何らかの形で取りまとめて、「中間とりまとめ」として河川管理者に出すということはどうでしょうか。

○宮本委員長

今こういう委員会の中の議論があるのですけれども、河川管理者は12月に意見を出してくれと。そして、1月の時点においても、1月じゅうに意見を出してくれということをおっしゃってまいりましたよね。審議がまだ不十分だということは、皆さん方もそのようにお考えになっていると思うのですけれども、今河川管理者として、この委員会に対してどういうふうなことを望まれますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

先ほども少しお話しさせていただくことがあったわけですが、もともと今年度中に整備計画をつくりたいという我々の目標からいくと、普通の手続をやると12月ということがあったので、最初は12月でお願いをしました。だけど、実際に説明をやらせていただいたら、とてもそんなスケジュールではできないことがわかったので、それはいいんだけど、我々としては年度内を目途という目標を今、何も理由なしに崩してしまうつもりはないので、2月ということもお願いしました。でも、きょうは2月の2回目ですから、それも達成できないことはわかっています。

最初にお約束しましたように、委員会から何も意見をもらわないのに勝手に走ってしまうということはしないと、これは約束ですから守るつもりです。ただ、やはり我々も、年度内が目途ですから、3月31日から多少後ろに行くとしても、ずるずるといくのはやっぱり避けたいという意味では、ご意見をいただきたいと思っています。

今のご議論の中でもあったように、これはテーマというか、課題ごとに違うと思うのですけれども、中には24名の方が同じご意見になるようなものもあるかもしれないし、極端に言ったら24通り違う意見があるものもあるかもしれないですね。それは今までもそうだったので、どういう形にしろ、その意見を出していただきたいと。そのときにお願いをしたいのは、意見というのが結論だけではなくて、理由というか根拠というか、先ほども言いましたけれども、こうだからこの計画は変えるべきだとか、こうだからここを工夫すべきだとかということを書いていただければ、今度我々はそれに対して返すことができると思いますので、そういう意味では、ある程度まとまりが悪くても、そういう形を出していただけるのであれば、早い方がありがたいと思います。

○宮本委員長

わかりました。私は、私の提案は出しましたけれども、全然こだわってません。皆さん方がまだ

まだこれは不十分だから、とりあえずの意見を出すのもまだ時期尚早だと、十分本格的にこれから今出てきました4つの論点を中心に議論をやって、そして委員の間のキャッチボールを進めた上で、共有点を意見として出すべきだというのは、これは私は非常にノーマルな意見だと思っていますので、そういうことでよければ、そうさせていただきます。皆さん方どうでしょう。

○寶委員

寶です。各委員8月から、七、八カ月やってきて、ある程度そのイメージは持たれたし、いろんな情報も持っておられて、それなりにそれぞれ専門分野は当然のことながら、専門以外でもご意見があると思うんです。ですから、24人の意見集を出すというぐらいのことは早くやろうと思ったらできるんじゃないですか。委員会としての意見というのはなかなか難しいだろうと思うけれども。

○宮本委員長

村上委員どうぞ。

○村上委員

私は、この段階で意見を出すのは賛成です。やはり意見を出す、それは先ほどから議論をされているような委員間の意見の交換、その手段としても意見書をつくるという作業は非常に私は重要だと思う。やはりここの議論だけではなくて、作業をやることによって、今まで不明確だった理屈が整ってくる。やはりそのプロセスは絶対私は欠かせないと思う。やはりこの時点で意見書的なものをつくることには大賛成です。

○本多委員

私も意見書を出すということは大切だと思いますので、ただし、この原案に対してきちっとしたものをまだ出せる段階ではないですから、我々も第1意見書、第2意見書というふうになるのかもしれないと思いますが、その方が委員の議論が進むだろうと思います。

それで、ただ、意見を出して、今までと同じように、また同じ回答が来るのかなという不安はやっぱりあるのですよね。今河川部長は当然変わりますよとおっしゃったけども、山下委員は、壁に物を言うてるようだとおっしゃいました。実際に、やはりそういう不信はやっぱりあるわけですよ。今までだって、エイズの際、何度も薬害は起こしませんと言いながらまたC型肝炎を起こしてる。そんな問題があるように、変わりますと言うても、本当に変わるのかという、やっぱり疑問はありますから、宮本委員長は、変わると言うのであれば、その問題を取り除こうと言われました。私にはその問題とは何なのかがわからないのですよね。どういうものを取り除いたときに我々が意見書を出したらちゃんと答えてくれるのか、その問題が取り除けないままで意見書を出しても、同じような答えがまた返ってきたら意味がないなというふうに、そこは思います。以上です。

○宮本委員長

村上委員どうぞ。

○村上委員

今の本多委員の指摘に対しては、やはり谷本部長から答えが出てると思います。やはり結論だけではなくて、そのプロセス、きちんと説明したものを出してくれればこたえるということで、それを意見に反映させるということであれば、私たちはそれを信用してきちっとした意見書をつくれれば、今の問題は解決できるのではないかと思います。

○寶委員

寶です。意見書をつくるということで、委員間のコミュニケーションが促進されて、議論がより早く進むということであればいいと思いますね。ただし、その経過の途中でやっぱり24人の意見書にならざるを得ないなということもあるかもしれませんけど。

それで、先ほどもお尋ねしましたけども、いつごろ出したいというお話ですか。

○宮本委員長

皆さん方の意見を集約すると、議論が不十分なことは重々承知なんだけれども、この委員会の中の議論をより明確に積み上げていくためにも、何らかの意見書をつくる作業をこの委員会で行っていくということについては、皆さん方、そう異論はないと思います。ただ、結果として、寶委員がおっしゃるように、それぞればらばらの24の意見が並列のままになってしまうという場合もあるだろうし、それから、ひょっとすると全然まとまらなくて、やっぱりこの委員の意見書の作業をしつつ本格的な議論が続くということもあろうかと思うんですね、そういうバリエーションもですね。

いずれにしても、今の時点で、こういうふうなことまでなら言えるのではないかという意見のたたき台を皆さん方が了承されるのであれば、次回の委員会にお出ししたいと思います。それをたたき台にして、皆さん方で議論をする、その中でやはりもう少し、環境なら環境、治水なら治水について、このことを言うためには、どういうことを議論しないといかんかということがあれば、それはそこで議論していけばいいのではないかなと私は思いますけども。

そういうことの進め方で、次回意見書のたたき台をお出しして、それをもとに議論していくということではいかがでしょうか。

○寶委員

寶です。次回に出すというのであれば、それでも結構なんですけど、どういう場でやるんですか。

○宮本委員長

どういう場で、この委員会です、当然。

○寶委員

委員会で、いろんな形式があるじゃないですか。委員会全体としてやるのか、あるいは意見書ド

ラフト部会みたいな形で、その部会には24人とも参加するというのか。

○宮本委員長

ですから、それについては、意見書のまずたたき台を皆さん見た上で、こういうことであれば、例えば別途ドラフト委員会みたいなものをつくる必要があると、作業部会を、というのであれば、そうすればいいし、この委員会でそのままやってみようということであれば、それでもいいし。そこは、まさにそれを議論しながらやってみればいいんじゃないですか。

○寶委員

寶です。では、今回は3月11日ですね。それまでに前倒しで2回、3回この委員会をやるという意味ですか。

○宮本委員長

そうではなしに、今回は3月11日ですから、その11日に意見書の、いわばたたき台のようなものをお出して、それを議論していくのに、どういうふうなシステムでやるのか、あるいはどういう進め方をするのかということも議論させてもらいたいかなと思うんですけど。

○寶委員

寶です。済みません、誤解してたかもしれませんが、次回に、意見書を出すのではないんですか。

○宮本委員長

当然ですね、そんなものを出せるわけじゃないですよ。

○寶委員

そうですね。いや、ですから、最初僕はいつ出すんですかと聞いてるわけです。

○宮本委員長

私が言ったのは、意見書を議論するステージを次回からやっていきたいということを提案しているわけです。

○寶委員

寶です。それは当然だと思いますよ。私は比較的早い時期に、次回とか次々回、次々回なら可能なかもしれませんが、先ほどの宮本さんの話が次回に出すような話に聞こえたので、いつ出すんですかと2回、3回と聞いたわけですよ。

○綾委員

済みません、よくわからないのですけれども、宮本委員長の話、今の話を聞いていると、次回にその意見のたたき台みたいなものを出されるという話で。聞きたかったのは、だれがどのようにし

てたたき台をつくるのかということをお聞きしたかったんです。

○宮本委員長

それについては、これはまだ相談してませんけれども、副委員長には。私と副委員長の3人でたたき台はつくりたいというふうに思っています。

○竇委員

それについて、各委員のご意見をお聞きになった方がいいと思いますよ。委員長、副委員長だけでやられる理由がわからないと思います。

○宮本委員長

どっちみちこれはたたき台なんですよ。ですから、それを委員会、オープンな場で皆さんにお出しして、それで議論するわけですから、そのしょっぱなのたたき台は、余り多くの人間で議論すると、それこそ委員会になるわけですから。そうではなしに、それは後でどれだけ修正されても批判されてもいいんですから、副委員長と委員長の責任でたたき台を出させてほしいということを申し上げています。

はい、どうぞ。

○本多委員

私も当面とりあえずたたき台が必要だと思いますので、副委員長の皆さんには申しわけないですが、委員長、つくっていただきたいと思います。

それと、ちょっと気になったのは、意見集なのか意見書なのかという問題がちょっと出てたと思いますけれども、やっぱり意見集では私は意味がないだろうというふうに思います。以上です。

○綾委員

綾です。それは現時点でそういう形でしかまとまらないというのだったら、それが委員会の現状ですからしょうがないと私は思いますけどね。

○宮本委員長

結果的にまとまらなければ、やはりどこまでまとまるのか、努力する必要があるし、そういうことは、まだどういう時点で、やってみないとわからないですよ、確かに。そういうことだと思っています。

田中委員どうぞ。

○田中委員

たたき台をつくっていただく副委員長、委員長は非常にご苦勞なのですが、もし、どうしてもその中に加わりたいという希望者の人がおられたときに、それは参加尊重というか、難しい問題だと

と思いますが。

○宮本委員長

それについては、今言いましたけれども、あくまでこれはたたき台ですから、幾らこの委員会の中でたたきのめされても結構なんですから、まず第1発目は3人で出させていただきたい。それを、希望者を募ると、ひょっとすると20名の方が集まられてもこれはまた議論になかなか、たたき台自体ができなくなりますから、そのたたき台はどんなに、不備なものかもしれませんが、一応委員長、副委員長の3人で出させてもらう、それを皆さん方にこのオープンな場で議論してもらおうということをお願いしたいと思います。

異議ございますでしょうか。

はい、それではご異議ないということで、川上副委員長、山下副委員長は、まるっきり御存じなかったのですけども、そういうことになりましたので、ぜひこの3人で一応たたき台はつくらせてもらいます。ということで。

どうぞ。

○山下委員

寝耳に何とかですが、確かに何らかのものをまとめるというのは、そう人数が多いとできないのというのは理解します。ただ、その取りまとめたものをどういうふうに議論していくか、どういう体制で議論していくかということは、次回の委員会で議論した上で決めるということですね。

○宮本委員長

どのようなたたき台になるのかわかりませんからね。一応そういう方向で努力をして、そして、皆さん方とも本当に忌憚なく、どうやってこれを進めていくかということを次回の委員会でご議論願えればというふうに思っております。

はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。今の委員長のご提案に私は賛成なんですけど、3月11日の委員会で突然配られるというのでは非常に意見が言いにくくなると思いますので、できれば1日でも2日でも前に委員の手元に渡るようにしていただけたらありがたいと思うのですが。

○宮本委員長

どうぞ。

○寶委員

今の澤井委員のご発言をサポートします。そのようにしていただきたいと思います。

○宮本委員長

それでは、途中段階になるかもしれませんが、委員会の1日、2日の時点でできているものを委員の方に事前にメールで送るということにさせていただきます。

今言いましたけれども、また若干当日になって変わるかもしれませんが、そこはご了承願いたいと思います。

ほか、ございませんか。

それでは、その他の審議は終わりたいと思います。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは一般傍聴からの意見聴取ということで、先ほど2分と言ったら、ぴちっと2分でおさめていただきましたので、どれぐらいの方おられますか。

では、まことに申しわけないですけども、やはり今回も2分ということでお願いいたします。では、こちら、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。きょういろいろ聞いていて、いかにコミュニケーションが下手な委員、管理者も多いのか、こんな世相だなというような気がします。何も命取られるわけではないですから、もっと勇気を持って発言をしてください。腰が引けてますよ、皆さん。

1つは、意見を出して、第2回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案、再発防止検討委員会の意見を出してます。本来これは、まさに河川管理者の説明責任で出さなあかんのを私が、わざわざ一般の住民が出さなあかん、これが現実なんです。新聞報道で、奈良の明日香の問題が出ています。円山川の話が出ています。こういう現実が、今の河川整備方針なり、円山川の河川整備計画になってるわけです。逮捕者が出ているのですよ。ここに事情聴取された方も多分おられると思います。円山川については、兵庫県警、こちらの奈良の分については、特捜が大阪地検が動いています。この現実をやっぱり整備局は真摯に受けとめて、もう時間がありませんから言いませんけれど、出してる意見を含めて、それも含めて次の委員会にぜひ詳細な報告と議論をしていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。こちらお願いします。

○傍聴者（荻野）

荻野です。きょうは水需要管理について議論をしていただきました。皆さん24名の委員の方、総

論部分では水需要管理はぜひやってもらいたいし、必要だというふうに賛成されたと思います。肝心なところは、そこから先なのですね。いろいろ各論めいたところが出てまいります。特に、エキセントリックなのがダム問題、川上ダムと丹生ダムにかかわる問題です。

ようやく資料、数値データも、私が感じる限りにおいては出していただいたかなというふうに思います。そういうものをベースにして、各論のところもよく勉強していただきたいなと思います。

ちょうど昨年1月30日に2次委員会から水需要管理の実現に向けてという青い表紙の本を、意見書を出させていただきました。先ほど寶委員等からいろいろ手続や執筆方法について意見が出ましたけれども、あの意見書は私と二、三人の方で原案をつくって、それを実際は8カ月ぐらいかけて議論をしていただいて、また持ち帰って書き直してということは何十回かやりました。これを大勢の方で文章まで書き始めると、とても収拾がつかないと思います。委員会に出す前に必ず河川管理者に見せました。河川管理者から、あるときは120件のコメント、修正、事実誤認とか、そういうものが指摘されました。そういうことがありましたので、皆さんもぜひそういうことを参考にして下さい。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

○傍聴者（今本）

今本です。水需要管理ですが、これは第1次委員会で言い出したときには、本当にわけがわからずに委員会がつくった造語です。これの意味は、これ以上環境のためには水をとらないようにやろうということです。それには、河川管理者は、水需要の予測に応じて、供給資源を開発するだけでなく、水需要を管理してそれで抑えてほしいと。つまり、河川管理者へのエールです。それを監視するために流域委員会がやってほしいというような意味を込めてました。

もう1つ、上野遊水地について前々回質問いたしましたら、前回の委員会に資料を出していただきました。非常にありがたいと思います。しかし、中身を読みますと、首をかしげるような回答でした。つまり、落差工を置いて遊水地に水が入るようにしたらどうかと言えば、とんでもない落差工をつくって、そんな落差工をつくっていいはずがありません。そのほかに遊水地としては、いろんな遊水させる方法があるのですけれども、川を遊水地前で広げて、いわゆる正面越流といいますが、導流堤で本流をコントロールする、そういう方法もあります。私は、ぜひ遊水地というのはいっと機能あるようにしていただきたい。

といいますのは、この前にいただいた資料によりますと、我々が聞いていたのは、上野地区の治水のためには川上ダムと上野遊水地と岩倉峡の開削、これが3点セットだと言われていました。と

ころが、この前にいただいた資料によりますと、川上ダムはおろか、上野遊水地も岩倉峡の開削もなく、単に河道改修だけで上野地区の治水は解決できると、戦後最大に対してですけれども。これは、私は上野地区にとっては大変なことだったと思いますので、そういう意味からも真剣に検討し直してほしい、遊水の方式から根本的に検討し直してほしいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。その後ろの方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。本当は言いたいことが2点があったのですが、時間が無理そうなので、1つだけ。

原案の利用に対する河川管理者の見解は、私は不服です。なぜならば、今の利用では、河川的环境は悪化しているからです。30年後もこのままの利用を続けていいわけはありません。母は対話討論会で、六四とか七三とか、そんな利用の仕方グラウンドを使いながらは無理だと言いました。河川的环境を大事に思うのだったら、十ゼロでなければいけないと言いました。もっと流域委員も真剣で検討していただきたいと思います。

もう1点。きょうの河川管理者の提供資料、河川整備の優先性に関する考え方についてですが、河川管理者は、堤防の越水対策よりダムによる水位低減を優先すると主張しています。しかし、この説明資料は余りにもひど過ぎます。まずは、河川管理者はダムによる水位低減効果を説明するためには河道断面図を使いますが、これは上下左右の縮尺が全く違います。しかも、今回説明しているのは、河道掘削とダムのセットです。なぜダム単独の水位低減効果で比較をしないのですか。これに関しては、好意的にとれば、左右岸を図にまとめる方がわかりやすいと考えられます。しかし、水位低減効果を強調するために作為を催しているというふうにとることも可能だと思います。

私は年末年始に年賀状そっちのけで、淀川水系ダムを考える会の公開質問状の資料をつくってしました。そのときに、河道断面を縮尺を同じにして、上下左右同じにした場合、線の上と下にしかないのです、水位低減の効果は。これが現実のはずです。

ダムの直下なら水位低減効果は大きいでしょうが、下流では1本の線の上と下の差にしかないのです。これで、下流の住民にダムしか選択肢を与えないのは間違っていると思います。このような図を提供するというのは、住民に対する詐欺に等しいと思います。

ありがとうございました。

○宮本委員長

次、横の方お願いします。

○傍聴者 (増田)

箕面の増田です。3点言います。まず、利水についてですけども、綾委員の数字を使った資料は大変わかりやすく、そして東京よりも関西がこれだけまだ水を使っているのかと思いました。本当にもっと節水を進めていかなければいけないし、最近報道で、日本はバケツに何十杯使っているけれども、ほかの地域は数杯だということがありました。そういうことを考えると、本当に私たちは節水をもっと進めていかなければいけない、そういう社会的な状況をつくっていく努力をしていかなければいけないと思います。

そして、大阪府知事が府営水に対して、大阪市営水、これを手をつなぎましょうということを直接話をされております。ですから、利水に関しましては、しっかりとその辺の本当に水余り、水需要を考えていただきたいと思います。

2点目ですけども、意見収集、市民の意見を聞くということですが、対話集会は本当に私たちはよかったと思います。私も余野川ダム推進の人たちと直接話をするのは、非常にしんどかった。だけれども、ああいう議論がよかったと思いますし、今荻野さんが言いましたけれども、本当に資料をきっちり出して話し合えれば、そういうダム推進の方たちも理解はされてくると思いますので、やっぱりそういう議論をするべきだったと思いますけれども、今回3次委員会では、それが全くなされなかったということは、全くではないのですけれども、委員会がしなかったということは、私は残念だと思っています。

そして、3点目ですけども、先ほど河川管理者は早く意見を出してほしいと言いましたけれども、それに対して今努力をされるということですけども、河川管理者はそれに対して、じゃ、第1次案、水野さん方式ですね、水野委員がおっしゃったような第一次案として意見をもう1回原案の第1次案を出しますということは答えられていませんので、次の委員会のときには、きちっとその辺も抑えていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

では、横の方。

○傍聴者 (野村)

関西の「ダムと水道を考える会」の野村でございます。きょう、大阪市のグラフが出ておりました。水需要の件で申し上げたいのですが、私の考えでは、今後水需要は減少することはあっても、増加に転ずることはないと思っています。

これまで水需要がどこにも下がってきた大きな理由は、節水機器の普及であったと思います。洗濯機、トイレ、それから公共洗面の自閉水洗ですね、こういうものが大きかったと思います。大

阪市の場合は、ドーナツ化現象という人口減というのがあったのですが、一般的にはそういうことであつたと思います。

今後なのですが、これをさらに水需要を減少させる要因としまして、3つあると思います。1つはやはりよく言われております人口減少ですね。もう1つが、これは私は大きいのではないかと考えていますのは、高齢化です。人口の高齢化です。年寄りには余り水を使いません。3つ目は、水道料金の値上げ、これがまた起こる可能性があると思います。それは、水需要が減少すれば、当然収入が減少します。他方で、施設の老朽化が始まっております。30年、40年たちますので。しかも、このごろは地震対策というのが言われております。こういうことで支出が増加していきます。ということで、値上げがまた起こる。値上げが起これば、さらに水の使用量は減ってくる。

他方、では増加する要素は何かないのかということですが、私の考える限りでは何も思いつきません。

ということで、大阪の平松市長が将来の水需要を懸念されたということがございましたが、これは全く杞憂であるというふうに私は思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、前の方。赤いセーターの。

○傍聴者（山岡）

宇治から来ました山岡といいます。1点だけ、住民意見の聴取反映について、きょうの審議を聞いていますと、第1回、第2回委員会の主に経過報告であつていわゆる委員さんそのものが勉強会をされていたということで、決して審議されているとは私は全然感じませんでした。とりあえず、これは河川管理者に諮問を受けて流域委員会が答申したものですから、少なくともこの委員の方々はこの基礎原案、それから基礎案、その中で審議されておつて、今回原案を出されても、住民に対する中身というのは全く変わらないのではないかなと思います。

したがいまして、住民に対して、住民の意見をどう反映させるのかということについては、せっかく前回の委員が鋭意努力されてまとめられたことを共有されてないと、今回の委員会が。これは非常に残念なことだと思います。ぜひとも委員それぞれが、これを読んでいただいて、共有していただきたい。それから、これから発言される、また今まで発言された千何百の意見を、この委員会でどう反映させていくか、これを含めて委員会のまとめとして河川管理者に出してほしいと思います。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、お願いします。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。まず、第1点は、流域委員会の委員の方と河川管理者は、今やっている淀川水系流域委員会というのが、言ってみれば、日本の河川整備の歴史を切り開く、そういう事業に携わっているのだという、そういう気概でまずやっていただきたい、このことをお願いします。

2つ目は、なぜ地域住民の意見を河川整備計画に反映させる必要があるのか。これはやっぱり河川の恩恵を受けるのも、被害を受けるのも、地域住民だというぐあいに私は考えています。もちろん基本は河川づくりの主人公は住民だと、こういうことだと思うのですが、出された意見、意見聴取の方法とか手段はさまざまあったと思うのですが、出された意見がどのように河川整備計画に反映されるのか、その点で、それぞれの内容についてきちっと検討、審議していく。そして、採用するものは採用する、しないものはしないと、理由をはっきりして整理される必要があると思うのです。

きょうの審議参考資料2-1のところにも、いろいろ意見が書かれています。それから、この間千何百の質問、意見が出されています。例えばこれの4ページを見ますと、天ヶ瀬ダム1,500m³/s放流については、21の見直し意見が出ているのです。こういうことを見られて、委員の方はどういうぐあいに感じられるのか。私はやっぱりきちっと審議をしてほしい、このように思うのです。

きょうの意見書でも、968で審議してほしいことを書いてます。これを書くのに私たちはかなり時間をかけて考えておるので、それを受けとめてほしい。

あと1点だけ。水需要管理の問題ですね。いろいろ議論されていますけど、私は、やっぱり水需要予測があるからといって、これまでのようにダムはつくりませんよという腹を決めないと、この水需要管理は空論みたいな話ばかりですわ、私が聞いてたら。で、使いたいだけ水を供給したら、これは水需要はふえますよ。一方では人口は減っていくと、こういう点ですから、節水型生活とか節水型産業とかいろいろ言われてましたけれども、その点を押さえてほしい。現実には、市町村でいけば、水道は府県から水を押しつけられています、要らん水を。こういう現実もきちっと理解した上で物を言ってほしい。よろしく。

○宮本委員長

次、横の方。

○傍聴者（浅野）

「伊賀利水研究会」及び「伊賀利水検討グループ」の浅野です。伊賀市は、1市で木津川源流域を占めているにもかかわらず、0.358m³/sというわずかな水量を木津川そのものから取水するこ

とを拒まれていました。伊賀市民からの要望に答える形で伊賀市の水道事業政策を考え直すよう、伊賀市長へ建白することを企画し、市長にその旨を伝えますと、そのことを大変喜ばれ、『勉強させてください』と言われ、近々、3月3日ですが、市長室にて会談をすることになりました。建白の3本柱は、1）水道料金を値上げしない方向で水源を決めること。（例えば、需要全量の木津川からの自流水取水、または部分的水利権の転用。）2）大地震、大渇水時に困らないよう適切に分散させた既存水源及び浄水・給水施設を温存維持し、非常時に連携して補給ができるような危機管理的体制を確保すること。3）次年度からの「自治体連結決算評価」の実施により、赤字再建団体とならないよう、確実性の高い将来見通しを再構築し、水道事業の健全化を目指すこと。署名は160名以上集まっており、これまで伊賀市水道事業の慢性的赤字財政や、ダム特定利水者の三重県水から水を買うことで水道料金の高騰を招くことなど、何も知らなかった伊賀市民の関心が広がってきています。

最後に、すべての関係者が伊賀市民の生活、福利のため、誠意の厚い対応をされるよう希望します。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。あと、おられませんか。

では、一般傍聴からの意見は以上ということ。

それでは、予定の時間をやはりかなりオーバーいたしましたけれども、5時間には満たなかったということで、また次回努力したいと思います。

それではお疲れさまでございました。庶務の方に、お願いいたします。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より今後の委員会スケジュールについてお知らせいたします。その他資料をごらんください。2月25日に第93回運営会議、3月11日に第74回委員会がそれぞれ開催予定となっております。

以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして、淀川水系流域委員会第73回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 8時17分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。